

■新旧対照表

新	旧
<p>(表紙)</p>  <p>長野市 歴史的風致 維持向上計画 (第2期)</p> <p>令和7年3月 長野市</p>	<p>(表紙)</p>  <p>長野市 歴史的風致 維持向上計画 (第2期)</p> <p>令和6年3月 長野市</p>





■新旧対照表

新	旧
<p>(目次1)</p> <p>目次</p> <p>序章 はじめに</p> <p>1 ◆ 計画策定の背景と目的…………… 1</p> <p>2 ◆ 計画期間…………… 2</p> <p>3 ◆ 計画の策定体制…………… 2</p> <p>4 ◆ 計画策定（変更）の経緯…………… 4</p> <p>第1章 長野市の歴史的風致形成の背景</p> <p>1 ◆ 自然的、地理的環境…………… 7</p> <p>2 ◆ 社会的環境…………… 14</p> <p>3 ◆ 歴史的環境…………… 24</p> <p>4 ◆ 文化財等の分布状況…………… 47</p> <p>第2章 長野市の維持及び向上すべき歴史的風致</p> <p>1 ◆ 歴史的風致に関する概要、分布状況…………… 67</p> <p>2 ◆ 歴史的風致の内容…………… 69</p> <p>(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致…………… 69</p> <p>(2) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致…………… 82</p> <p>(3) 戸隠信仰にみる歴史的風致…………… 104</p> <p>(4) 戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致…………… 130</p> <p>(5) 城下町松代と松代道にみる歴史的風致…………… 143</p> <p>(6) 大室古墳群にみる歴史的風致…………… 169</p> <p>(7) 鬼無里の伝統的祭礼に見る歴史的風致…………… 180</p> <p>第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>1 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題…………… 199</p> <p>2 ◆ 既存計画（上位、関連計画）との関連…………… 203</p> <p>3 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針…………… 223</p> <p>4 ◆ 歴史的風致維持向上計画の推進体制…………… 225</p>	<p>(目次1)</p> <p>目次</p> <p>序章 はじめに</p> <p>1 ◆ 計画策定の背景と目的…………… 4</p> <p>2 ◆ 計画期間…………… 5</p> <p>3 ◆ 計画の策定体制…………… 5</p> <p>4 ◆ 計画策定（変更）の経緯…………… 7</p> <p>第1章 長野市の歴史的風致形成の背景</p> <p>1 ◆ 自然的、地理的環境…………… 9</p> <p>2 ◆ 社会的環境…………… 16</p> <p>3 ◆ 歴史的環境…………… 26</p> <p>4 ◆ 文化財等の分布状況…………… 49</p> <p>第2章 長野市の維持及び向上すべき歴史的風致</p> <p>1 ◆ 歴史的風致に関する概要、分布状況…………… 69</p> <p>2 ◆ 歴史的風致の内容…………… 71</p> <p>(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致…………… 71</p> <p>(2) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致…………… 84</p> <p>(3) 戸隠信仰にみる歴史的風致…………… 106</p> <p>(4) 戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致…………… 132</p> <p>(5) 城下町松代と松代道にみる歴史的風致…………… 145</p> <p>(6) 大室古墳群にみる歴史的風致…………… 171</p> <p>(7) 鬼無里の伝統的祭礼に見る歴史的風致…………… 182</p> <p>第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>1 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題…………… 201</p> <p>2 ◆ 既存計画（上位、関連計画）との関連…………… 205</p> <p>3 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針…………… 223</p> <p>4 ◆ 歴史的風致維持向上計画の推進体制…………… 225</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次2)</p> <p>第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>1 ◆ 重点区域の位置及び区域 226</p> <p>2 ◆ 重点区域の指定の効果 243</p> <p>3 ◆ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 ... 243</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>1 ◆ 長野市全体に関する事項 277</p> <p>2 ◆ 重点区域に関する事項 285</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> <p>1 ◆ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 ... 290</p> <p>2 ◆ 事業 295</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p>1 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定の方針 327</p> <p>2 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定基準 327</p> <p>3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補 328</p> <p>4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧 328</p> <p>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p> <p>1 ◆ 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方 330</p> <p>2 ◆ 個別の事項 330</p> <p>3 ◆ 届出が不要の行為 332</p> <p>参考資料</p> <p>長野市文化財一覧（国、県、市指定等文化財） 333</p>	<p>(目次2)</p> <p>第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>1 ◆ 重点区域の位置及び区域 226</p> <p>2 ◆ 重点区域の指定の効果 243</p> <p>3 ◆ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 ... 243</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>1 ◆ 長野市全体に関する事項 277</p> <p>2 ◆ 重点区域に関する事項 285</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> <p>1 ◆ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 ... 290</p> <p>2 ◆ 事業 295</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p>1 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定の方針 323</p> <p>2 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定基準 323</p> <p>3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補 324</p> <p>4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧 324</p> <p>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p> <p>1 ◆ 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方 326</p> <p>2 ◆ 個別の事項 326</p> <p>3 ◆ 届出が不要の行為 328</p> <p>参考資料</p> <p>長野市文化財一覧（国、県、市指定等文化財） 329</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P1)</p> <div style="text-align: center;">  <p>序章 はじめに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1 計画策定の背景と目的</p> </div> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴史まちづくり法」という。))は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境(以下、「歴史的風致」という。)を向上することを目的に平成20年(2008)5月に制定された。</p> <p>本市では、歴史まちづくり法に基づき長野市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成25年(2013)4月に国の認定を受けた。以降、11年にわたり伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。</p> <p>この間、道路美化化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や伝統的な祭礼で使われる屋台の補修、文化財の保存整備などを進めてきた。また、戸隠地区の中社区、宝光社区の一部は、戸隠信仰の宿坊群と門前町としての町並みが、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、日々の暮らしに根差し周囲の環境と一体になった特色ある景観、地域の歴史や文化、伝統を見つめ直し、これらを守り伝えようとする意識が住民の中に定着し、ガイド活動、まち歩き、茅場整備、パンフレット発行、講座開催など住民主体の活動が積極的に行われてきた。</p> <p>現在、少子高齢化の進展や世代交代などにより、伝統的な祭礼の担い手不足や歴史的建造物の滅失が進み、これまで継承されてきた歴史的風致の維持が、困難になりつつある。多くの方に本市の歴史的風致を知ってもらい、訪れてもらうことで、住民の地域への自信と誇り、愛着が増し、また、地域全体が輝き、伝統的な祭礼や街なみの継承につながることを期待される。</p> <p>さらに、歴史まちづくりは、持続可能な開発目標(SDGs)のゴールのひとつである持続可能な都市の実現にも貢献する。</p> <p>引き続き、暮らしに息づき、受け継がれてきた地域固有の歴史や文化、伝統、また、風情あるまちなみを生かし、歴史まちづくりを進めていくため、長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、本市の歴史的風致の維持と一層の向上を目指して長野市歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定する。</p> <div style="text-align: right;"> <p>序章 はじめに</p> <p>1</p> </div>	<p>(P4)</p> <div style="text-align: center;">  <p>序章 はじめに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1 計画策定の背景と目的</p> </div> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴史まちづくり法」という。))は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境(以下、「歴史的風致」という。)を向上することを目的に平成20年(2008)5月に制定された。</p> <p>本市では、歴史まちづくり法に基づき長野市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成25年(2013)4月に国の認定を受けた。以降、11年にわたり伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。</p> <p>この間、道路美化化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や伝統的な祭礼で使われる屋台の補修、文化財の保存整備などを進めてきた。また、戸隠地区の中社区、宝光社区の一部は、戸隠信仰の宿坊群と門前町としての町並みが、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、日々の暮らしに根差し周囲の環境と一体になった特色ある景観、地域の歴史や文化、伝統を見つめ直し、これらを守り伝えようとする意識が住民の中に定着し、ガイド活動、まち歩き、茅場整備、パンフレット発行、講座開催など住民主体の活動が積極的に行われてきた。</p> <p>現在、少子高齢化の進展や世代交代などにより、伝統的な祭礼の担い手不足や歴史的建造物の滅失が進み、これまで継承されてきた歴史的風致の維持が、困難になりつつある。多くの方に本市の歴史的風致を知ってもらい、訪れてもらうことで、住民の地域への自信と誇り、愛着が増し、また、地域全体が輝き、伝統的な祭礼や街なみの継承につながることを期待される。</p> <p>さらに、歴史まちづくりは、持続可能な開発目標(SDGs)のゴールのひとつである持続可能な都市の実現にも貢献する。</p> <p>引き続き、暮らしに息づき、受け継がれてきた地域固有の歴史や文化、伝統、また、風情あるまちなみを生かし、歴史まちづくりを進めていくため、作成を進めている長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、本市の歴史的風致の維持と一層の向上を目指して長野市歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定する。</p> <div style="text-align: right;"> <p>序章 はじめに</p> <p>4</p> </div>


■新旧対照表

新	旧
<p>(P2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">序章 はじめに</div> <div style="width: 90%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ▶ 計画期間</p> <p>令和6年(2024)度から令和13年(2031)度まで</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 ▶ 計画の策定体制</p> </div> <p>(1) 策定体制</p> <p>事務局であるまちづくり課、文化財課が中心となり、第1期計画の評価を踏まえ、庁内組織及び法定協議会の長野市歴史的風致維持向上協議会のほか関係する附属機関への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見の募集を経て、本計画を策定した。本計画の策定体制は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画策定体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>庁内組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁長(市長公選) 市長、副市長、部局長 ●歴史的まちづくり推進会議 ・企画推進部 ・企画課、総務課、生涯学習課 ・地域・若年生活部 地域活動支援課、時代交流、若狭五所、戸隠五所、鳥居五所 ・経済産業部 職工労働課 ・観光立地方 文化芸術課、観光振興課、観光部 ・農林部 農業政策課、農林整備課 ・建設部 建設課、河川課 ・都市整備部 都市計画課、公園緑地課、都市環境課 ・教育委員会 生涯・地域学びの課 ・消防部 総務課、予防課 </div> <div style="width: 45%;"> <p>庁外組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野市歴史的風致維持向上協議会 ・市民経験者、団体等 ・地域代表者 ・行政(長野県、長野市) </div> </div> <p style="text-align: center;">協議</p> <p style="text-align: center;">意見</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画(案)の作成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>提案</p> <p>長野市地方文化財保護審議会 長野市歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>意見</p> <p>市民</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">募集</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p style="text-align: center;">長野市長 長野市歴史的風致維持向上計画の決定</p> <p style="text-align: center;">認定申請</p> <p style="text-align: center;">主務大臣 文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣</p> <p style="text-align: center;">認定</p> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画の認定</p> </div> </div> </div>	<p>(P5)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">序章 はじめに</div> <div style="width: 90%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ▶ 計画期間</p> <p>令和6年(2024)度から令和13年(2031)度まで</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 ▶ 計画の策定体制</p> </div> <p>(1) 策定体制</p> <p>事務局であるまちづくり課、文化財課が中心となり、第1期計画の評価を踏まえ、庁内組織及び法定協議会の長野市歴史的風致維持向上協議会のほか関係する附属機関への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見の募集を経て、本計画を策定した。本計画の策定体制は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画策定体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; background-color: #ffffcc;"> <p>庁内組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ●庁長(市長公選) 市長、副市長、部局長 ●歴史的まちづくり推進会議 企画推進部 企画課、総務課、生涯学習課 地域・若年生活部 地域活動支援課、時代交流、若狭五所、戸隠五所、鳥居五所 職工労働課 観光立地方 文化芸術課、観光振興課、観光部 農林部 農業政策課、農林整備課 建設部 建設課、河川課 都市整備部 都市計画課、公園緑地課、都市環境課 教育委員会 生涯・地域学びの課 消防部 総務課、予防課 </div> <div style="width: 45%;"> <p>庁外組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野市歴史的風致維持向上協議会 ・市民経験者、団体等 ・地域代表者 ・行政(長野県、長野市) </div> </div> <p style="text-align: center;">協議</p> <p style="text-align: center;">意見</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画(案)の作成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>提案</p> <p>長野市地方文化財保護審議会 長野市歴史的風致維持向上協議会</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>意見</p> <p>市民</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">募集</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p style="text-align: center;">長野市長 長野市歴史的風致維持向上計画の決定</p> <p style="text-align: center;">認定申請</p> <p style="text-align: center;">主務大臣 文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣</p> <p style="text-align: center;">認定</p> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画の認定</p> </div> </div> </div>


■新旧対照表

新	旧																																																																																																				
<p>(P3)</p> <p>(2) 法定協議会</p> <p>歴史まちづくり法第11条第2項において法定協議会の構成員は、市町村、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、歴史的風致支援法人、都道府県、重要文化財等の所有者、学識経験者、その他市町村が必要と定める者となっている。</p> <p>本市の協議会の構成員は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分野</th> <th>委員</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">学識経験者・団体等</td> <td>建築</td> <td>久米 えみ</td> <td>建築士会ながの支部</td> </tr> <tr> <td>歴史</td> <td>小林 玲子</td> <td>長野郷土史研究会</td> </tr> <tr> <td>商工</td> <td>高見澤 秀茂 ◎</td> <td>長野商工会議所</td> </tr> <tr> <td>建築史</td> <td>土本 俊和</td> <td>信州大学工学部</td> </tr> <tr> <td>観光</td> <td>樋口 博</td> <td>公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー</td> </tr> <tr> <td>歴史</td> <td>宮下 健司 ○</td> <td>元長野県立歴史館</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>若山 典子</td> <td>善光寺平神楽囃子保存会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域</td> <td>善光寺地区</td> <td>清水 光淳</td> <td>善光寺周辺地域まちづくり協議会</td> </tr> <tr> <td>松代地区</td> <td>長尾 晃</td> <td>松代地区住民自治協議会</td> </tr> <tr> <td>鬼無里地区</td> <td>古畑 敦</td> <td>鬼無里案内ボランティアの会</td> </tr> <tr> <td>戸隠地区</td> <td>徳武 加代子</td> <td>戸隠地区住民自治協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政</td> <td rowspan="2">県</td> <td colspan="2">長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長野県長野建設事務所建築課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td colspan="2">長野市都市整備部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長野市観光文化部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期 令和6年(2024)4月1日から令和8年(2026)3月31日まで) ◎は会長、○は職務代理者</p> <p style="text-align: right;">序章 はじめに 3</p>	区分	分野	委員	所属団体等	学識経験者・団体等	建築	久米 えみ	建築士会ながの支部	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会	商工	高見澤 秀茂 ◎	長野商工会議所	建築史	土本 俊和	信州大学工学部	観光	樋口 博	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー	歴史	宮下 健司 ○	元長野県立歴史館	文化芸術	若山 典子	善光寺平神楽囃子保存会	地域	善光寺地区	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会	松代地区	長尾 晃	松代地区住民自治協議会	鬼無里地区	古畑 敦	鬼無里案内ボランティアの会	戸隠地区	徳武 加代子	戸隠地区住民自治協議会	行政	県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長		長野県長野建設事務所建築課長		市	長野市都市整備部長		長野市観光文化部長		<p>(P6)</p> <p>(2) 法定協議会</p> <p>歴史まちづくり法第11条第2項において法定協議会の構成員は、市町村、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、歴史的風致支援法人、都道府県、重要文化財等の所有者、学識経験者、その他市町村が必要と定める者となっている。</p> <p>本市の協議会の構成員は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分野</th> <th>委員</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">学識経験者・団体等</td> <td>観光</td> <td>石黒 安之</td> <td>公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー</td> </tr> <tr> <td>建築</td> <td>久米 えみ</td> <td>設計工房 CRESS</td> </tr> <tr> <td>歴史</td> <td>小林 玲子</td> <td>長野郷土史研究会</td> </tr> <tr> <td>商工</td> <td>高見澤 秀茂 ◎</td> <td>長野商工会議所</td> </tr> <tr> <td>建築史</td> <td>土本 俊和</td> <td>信州大学工学部</td> </tr> <tr> <td>歴史</td> <td>宮下 健司 ○</td> <td>元長野県立歴史館</td> </tr> <tr> <td>文化芸術</td> <td>若山 典子</td> <td>善光寺平神楽囃子保存会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域</td> <td>善光寺地区</td> <td>清水 光淳</td> <td>善光寺周辺地域まちづくり協議会</td> </tr> <tr> <td>松代地区</td> <td>長尾 晃</td> <td>松代地区住民自治協議会</td> </tr> <tr> <td>鬼無里地区</td> <td>古畑 敦</td> <td>鬼無里案内ボランティアの会</td> </tr> <tr> <td>戸隠地区</td> <td>徳武 加代子</td> <td>戸隠地区住民自治協議会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政</td> <td rowspan="2">県</td> <td colspan="2">長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長野県長野建設事務所建築課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td colspan="2">長野市都市整備部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長野市教育委員会事務局教育次長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期 令和4年(2022)4月1日から令和6年(2024)3月31日まで) ◎は会長、○は職務代理者</p> <p style="text-align: right;">序章 はじめに 6</p>	区分	分野	委員	所属団体等	学識経験者・団体等	観光	石黒 安之	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー	建築	久米 えみ	設計工房 CRESS	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会	商工	高見澤 秀茂 ◎	長野商工会議所	建築史	土本 俊和	信州大学工学部	歴史	宮下 健司 ○	元長野県立歴史館	文化芸術	若山 典子	善光寺平神楽囃子保存会	地域	善光寺地区	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会	松代地区	長尾 晃	松代地区住民自治協議会	鬼無里地区	古畑 敦	鬼無里案内ボランティアの会	戸隠地区	徳武 加代子	戸隠地区住民自治協議会	行政	県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長		長野県長野建設事務所建築課長		市	長野市都市整備部長		長野市教育委員会事務局教育次長	
区分	分野	委員	所属団体等																																																																																																		
学識経験者・団体等	建築	久米 えみ	建築士会ながの支部																																																																																																		
	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会																																																																																																		
	商工	高見澤 秀茂 ◎	長野商工会議所																																																																																																		
	建築史	土本 俊和	信州大学工学部																																																																																																		
	観光	樋口 博	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー																																																																																																		
	歴史	宮下 健司 ○	元長野県立歴史館																																																																																																		
	文化芸術	若山 典子	善光寺平神楽囃子保存会																																																																																																		
	地域	善光寺地区	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会																																																																																																	
松代地区		長尾 晃	松代地区住民自治協議会																																																																																																		
鬼無里地区		古畑 敦	鬼無里案内ボランティアの会																																																																																																		
戸隠地区		徳武 加代子	戸隠地区住民自治協議会																																																																																																		
行政	県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長																																																																																																			
		長野県長野建設事務所建築課長																																																																																																			
	市	長野市都市整備部長																																																																																																			
		長野市観光文化部長																																																																																																			
区分	分野	委員	所属団体等																																																																																																		
学識経験者・団体等	観光	石黒 安之	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー																																																																																																		
	建築	久米 えみ	設計工房 CRESS																																																																																																		
	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会																																																																																																		
	商工	高見澤 秀茂 ◎	長野商工会議所																																																																																																		
	建築史	土本 俊和	信州大学工学部																																																																																																		
	歴史	宮下 健司 ○	元長野県立歴史館																																																																																																		
	文化芸術	若山 典子	善光寺平神楽囃子保存会																																																																																																		
	地域	善光寺地区	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会																																																																																																	
松代地区		長尾 晃	松代地区住民自治協議会																																																																																																		
鬼無里地区		古畑 敦	鬼無里案内ボランティアの会																																																																																																		
戸隠地区		徳武 加代子	戸隠地区住民自治協議会																																																																																																		
行政	県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長																																																																																																			
		長野県長野建設事務所建築課長																																																																																																			
	市	長野市都市整備部長																																																																																																			
		長野市教育委員会事務局教育次長																																																																																																			





■新旧対照表

新	旧																																																																																																															
<p>(P5)</p> <p>(2) 第2期計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>手続き</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年(2022)1月27日</td><td>庁議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和4年(2022)7月7日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和4年(2022)8月9日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)1月18日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>骨子案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)2月16日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>骨子案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)4月25日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)6月1日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)9月19日</td><td>地方文化財保護審議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)10月18日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)10月31日</td><td>庁議</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)11月17日</td><td>景観審議会</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)11月21日</td><td>パブリックコメント</td><td>1か月間</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)12月5日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月18日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>答申</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月25日</td><td>庁議</td><td>計画の決定</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月26日</td><td>計画の認定申請</td><td></td></tr> <tr><td>令和6年(2024)3月18日</td><td>計画の認定</td><td></td></tr> <tr><td>令和6年(2024)7月8日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>計画認定について</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)7月23日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>計画認定について</td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>長野市歴史的風致維持向上協議会 (R6.1.18)</p> </div>	日付	手続き	内容	令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について	令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について	令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について	令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子案について	令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子案について	令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会議	策定について	令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について	令和5年(2023)9月19日	地方文化財保護審議会	素案案について	令和5年(2023)10月18日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について	令和5年(2023)10月31日	庁議	案について	令和5年(2023)11月17日	景観審議会	案について	令和5年(2023)11月21日	パブリックコメント	1か月間	令和5年(2023)12月5日	歴史まちづくり推進会議	案について	令和6年(2024)1月18日	歴史的風致維持向上協議会	答申	令和6年(2024)1月25日	庁議	計画の決定	令和6年(2024)1月26日	計画の認定申請		令和6年(2024)3月18日	計画の認定		令和6年(2024)7月8日	歴史まちづくり推進会議	計画認定について	令和6年(2024)7月23日	歴史的風致維持向上協議会	計画認定について	<p>(P8)</p> <p>(2) 第2期計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>手続き</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年(2022)1月27日</td><td>庁議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和4年(2022)7月7日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和4年(2022)8月9日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)1月18日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>骨子案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)2月16日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>骨子案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)4月25日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>策定について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)6月1日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)9月19日</td><td>地方文化財保護審議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)10月18日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>素案案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)10月31日</td><td>庁議</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)11月17日</td><td>景観審議会</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)11月21日</td><td>パブリックコメント</td><td>1か月間</td></tr> <tr><td>令和5年(2023)12月5日</td><td>歴史まちづくり推進会議</td><td>案について</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月18日</td><td>歴史的風致維持向上協議会</td><td>答申</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月25日</td><td>庁議</td><td>計画の決定</td></tr> <tr><td>令和6年(2024)1月26日</td><td>計画の認定申請</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="background-color: yellow; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	日付	手続き	内容	令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について	令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について	令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について	令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子案について	令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子案について	令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会議	策定について	令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について	令和5年(2023)9月19日	地方文化財保護審議会	素案案について	令和5年(2023)10月18日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について	令和5年(2023)10月31日	庁議	案について	令和5年(2023)11月17日	景観審議会	案について	令和5年(2023)11月21日	パブリックコメント	1か月間	令和5年(2023)12月5日	歴史まちづくり推進会議	案について	令和6年(2024)1月18日	歴史的風致維持向上協議会	答申	令和6年(2024)1月25日	庁議	計画の決定	令和6年(2024)1月26日	計画の認定申請	
日付	手続き	内容																																																																																																														
令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について																																																																																																														
令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について																																																																																																														
令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について																																																																																																														
令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子案について																																																																																																														
令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子案について																																																																																																														
令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会議	策定について																																																																																																														
令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)9月19日	地方文化財保護審議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)10月18日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)10月31日	庁議	案について																																																																																																														
令和5年(2023)11月17日	景観審議会	案について																																																																																																														
令和5年(2023)11月21日	パブリックコメント	1か月間																																																																																																														
令和5年(2023)12月5日	歴史まちづくり推進会議	案について																																																																																																														
令和6年(2024)1月18日	歴史的風致維持向上協議会	答申																																																																																																														
令和6年(2024)1月25日	庁議	計画の決定																																																																																																														
令和6年(2024)1月26日	計画の認定申請																																																																																																															
令和6年(2024)3月18日	計画の認定																																																																																																															
令和6年(2024)7月8日	歴史まちづくり推進会議	計画認定について																																																																																																														
令和6年(2024)7月23日	歴史的風致維持向上協議会	計画認定について																																																																																																														
日付	手続き	内容																																																																																																														
令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について																																																																																																														
令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について																																																																																																														
令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について																																																																																																														
令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子案について																																																																																																														
令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子案について																																																																																																														
令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会議	策定について																																																																																																														
令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)9月19日	地方文化財保護審議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)10月18日	歴史的風致維持向上協議会	素案案について																																																																																																														
令和5年(2023)10月31日	庁議	案について																																																																																																														
令和5年(2023)11月17日	景観審議会	案について																																																																																																														
令和5年(2023)11月21日	パブリックコメント	1か月間																																																																																																														
令和5年(2023)12月5日	歴史まちづくり推進会議	案について																																																																																																														
令和6年(2024)1月18日	歴史的風致維持向上協議会	答申																																																																																																														
令和6年(2024)1月25日	庁議	計画の決定																																																																																																														
令和6年(2024)1月26日	計画の認定申請																																																																																																															

■新旧対照表

新		旧															
<p>(P6)</p> <p>(3) 第2期計画の変更</p> <p>序章 はじめに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>手続き</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年(2025)1月16日</td> <td>歴史まちづくり推進会議</td> <td>計画変更案について</td> </tr> <tr> <td>令和7年(2025)2月10日</td> <td>歴史的風致維持向上協議会</td> <td>計画変更案について</td> </tr> <tr> <td>令和7年(2025)2月28日</td> <td>計画の変更認定申請</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center; font-size: small;">長野市歴史的風致維持向上協議会 (R7.2.10)</p>		日付	手続き	内容	令和7年(2025)1月16日	歴史まちづくり推進会議	計画変更案について	令和7年(2025)2月10日	歴史的風致維持向上協議会	計画変更案について	令和7年(2025)2月28日	計画の変更認定申請					
日付	手続き	内容															
令和7年(2025)1月16日	歴史まちづくり推進会議	計画変更案について															
令和7年(2025)2月10日	歴史的風致維持向上協議会	計画変更案について															
令和7年(2025)2月28日	計画の変更認定申請																
6																	

■新旧対照表

新	旧
<p>(P40)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 125px; top: 250px;">第十巻 長野市の歴史的形成の背景</p> <p>山寺常山 文化4年(1807)～明治11年(1878) 武士・儒学者</p> <p>通称は源太夫、号を常山といった。松代藩160石取りの武士の家に生まれ、藩の監察、普請奉行を経て、江戸で兵学、経学などを学び、佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。8代藩主真田幸貫が老中となると、藩士に兵学を講じ、9代幸教の代には御役頭取を兼ねた。また、寺社奉行や郡奉行を勤めた。</p> <p>明治維新後は、明治政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育にあたった。屋敷地は山寺常山邸として松代町竹山町に現存し、庭園が登録記念物(名勝地)に登録されている。</p>  <p>佐久間象山 文化8年(1811)～元治元年(1864) 武士・儒学者・兵学者</p> <p>松代藩の下士佐久間家の長男として、埴科郡松代町浦町(現在の長野市松代町松代)に生まれる。通称は修理、号を象山、子明。儒学を学び、朱子学を信奉する。天保4年(1833)、江戸に出て佐藤一斎に学び、その頃、渡辺崋山、坪井信道、藤田東湖らと交わり、親交を深めた。</p> <p>アヘン戦争(天保10年(1839)～天保13年(1842))の衝撃を受けて対外的危機感に目覚め、天保13年(1842)、8代藩主真田幸貫が老中海防掛となると海外の事情を積極的に学んだ。弘化元年(1844)、黒川良安と蘭学、漢学の交換教授を行い、その後オランダ語の百科事典などによって新しい知識を身につけて様々な科学実験を行った。天保13年(1842)、江川英龍に入門して西洋砲術を学び、嘉永3年(1850)、江戸深川で西洋砲術の塾を開いた。弟子に勝海舟、坂本龍馬、吉田松陰などがいる。</p> <p>安政元年(1854)、吉田松陰のアメリカ密航未遂事件に連座し、松代に蟄居を命じられる。元治元年(1864)、幕府の命を受け、海陸御備向手付御雇として京都に上るが、7月11日三条木屑町で尊攘派によって暗殺される。享年54歳であった。名の象山の呼称は、一般的に「しょうざん」、出身地である松代地区などでは「ぞうざん」と呼ばれている。</p> 	<p>(P42)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 545px; top: 250px;">第十巻 長野市の歴史的形成の背景</p> <p>山寺常山 文化4年(1807)～明治11年(1878) 武士・儒学者</p> <p>通称は源太夫、号を常山といった。松代藩160石取りの武士の家に生まれ、藩の監察、普請奉行を経て、江戸で兵学、経学などを学び、佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。8代藩主真田幸貫が老中となると、藩士に兵学を講じ、9代幸教の代には御役頭取を兼ねた。また、寺社奉行や郡奉行を勤めた。</p> <p>明治維新後は、明治政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育にあたった。屋敷地は山寺常山邸として松代町竹山町に現存し、庭園が登録記念物(名勝地)に登録されている。</p>  <p>佐久間象山 文化8年(1811)～元治元年(1864) 武士・儒学者・兵学者</p> <p>松代藩の下士佐久間家の長男として、埴科郡松代町浦町(現在の長野市松代町松代)に生まれる。通称は修理、号を象山、子明。儒学を学び、朱子学を信奉する。天保4年(1833)、江戸に出て佐藤一斎に学び、その頃、渡辺崋山、坪井信道、藤田東湖らと交わり、親交を深めた。</p> <p>アヘン戦争(天保10年(1839)～天保13年(1842))の衝撃を受けて対外的危機感に目覚め、天保13年(1842)、8代藩主真田幸貫が老中海防掛となると海外の事情を積極的に学んだ。弘化元年(1844)、黒川良安と蘭学、漢学の交換教授を行い、その後オランダ語の百科事典などによって新しい知識を身につけて様々な科学実験を行った。天保13年(1842)、江川英龍に入門して西洋砲術を学び、嘉永3年(1850)、江戸深川で西洋砲術の塾を開いた。弟子に勝海舟、坂本龍馬、吉田松陰などがいる。</p> <p>安政元年(1854)、吉田松陰のアメリカ密航未遂事件に連座し、松代に蟄居を命じられる。元治元年(1864)、幕府の命を受け、海陸御備向手付御雇として京都に上るが、7月11日三条木屑町で尊攘派によって暗殺される。享年54歳であった。名の象山は、「ぞうざん」と読まれることもある。</p> 

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(P47)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">4 ❖ 文化財等の分布状況</div> <p>(1) 長野市内の指定等文化財</p> <p>本市には、国指定・選定で39件、県指定で58件、市指定で291件の文化財がある。そのほかに国登録の有形文化財・記念物が150件ある。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年(2024)10月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">国</th> <th colspan="2">長野県</th> <th colspan="2">長野市</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登 録</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>8 (うち重要1)</td> <td>142</td> <td>11</td> <td>65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物^{※1}</td> <td>遺跡</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>39 (うち重要1)</td> <td>150</td> <td>58</td> <td>291</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、長野県指定史跡、長野市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に長野県・長野市が付く。</p> <p>※2 名勝・天然記念物を包括した文化財1件を含む。</p> <p>このほか、国認定の重要美術品6件(絵画2、彫刻1、工芸品2、書跡1)、国選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件がある。市選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8件、市選定の選定保存技術1件がある。</p>	種 類	国		長野県		長野市		指定・選定	登 録	指 定	指 定	指 定	指 定	有形文化財	建造物	8 (うち重要1)	142	11	65		絵画	2	0	2	8		彫刻	15	0	8	27		工芸品	3	0	7	15		書跡・典籍	2	0	2	2		古文書	0	0	0	10		考古資料	0	0	1	12		歴史資料	1	0	0	3		無形文化財	0	0	0	0	7		民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	14		無形の民俗文化財	0	0	4	9		記念物 ^{※1}	遺跡	6	0	5	46		名勝地	0	8	1	4 ^{※2}		動物、植物、地質鉱物	1	0	16	69		伝統的建造物群	1	—	—	—	—		合 計	39 (うち重要1)	150	58	291			<p>(P49)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">4 ❖ 文化財等の分布状況</div> <p>(1) 長野市内の指定等文化財</p> <p>本市には、国指定・選定で39件、県指定で58件、市指定で291件の文化財がある。そのほかに国登録の有形文化財・記念物が144件ある。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年(2023)4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">国</th> <th colspan="2">長野県</th> <th colspan="2">長野市</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登 録</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> <th>指 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>8 (うち重要1)</td> <td>136</td> <td>11</td> <td>65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物^{※1}</td> <td>遺跡</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4^{※2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>39 (うち重要1)</td> <td>144</td> <td>58</td> <td>291</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、長野県指定史跡、長野市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に長野県・長野市が付く。</p> <p>※2 名勝・天然記念物を包括した文化財1件を含む。</p> <p>このほか、国認定の重要美術品6件(絵画2、彫刻1、工芸品2、書跡1)、国選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件がある。市選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8件、市選定の選定保存技術1件がある。</p>	種 類	国		長野県		長野市		指定・選定	登 録	指 定	指 定	指 定	指 定	有形文化財	建造物	8 (うち重要1)	136	11	65		絵画	2	0	2	8		彫刻	15	0	8	27		工芸品	3	0	7	15		書跡・典籍	2	0	2	2		古文書	0	0	0	10		考古資料	0	0	1	12		歴史資料	1	0	0	3		無形文化財	0	0	0	0	7		民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	14		無形の民俗文化財	0	0	4	9		記念物 ^{※1}	遺跡	6	0	5	46		名勝地	0	8	1	4 ^{※2}		動物、植物、地質鉱物	1	0	16	69		伝統的建造物群	1	—	—	—	—		合 計	39 (うち重要1)	144	58	291		
種 類		国		長野県		長野市																																																																																																																																																																																																																																	
	指定・選定	登 録	指 定	指 定	指 定	指 定																																																																																																																																																																																																																																	
有形文化財	建造物	8 (うち重要1)	142	11	65																																																																																																																																																																																																																																		
	絵画	2	0	2	8																																																																																																																																																																																																																																		
	彫刻	15	0	8	27																																																																																																																																																																																																																																		
	工芸品	3	0	7	15																																																																																																																																																																																																																																		
	書跡・典籍	2	0	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
	古文書	0	0	0	10																																																																																																																																																																																																																																		
	考古資料	0	0	1	12																																																																																																																																																																																																																																		
	歴史資料	1	0	0	3																																																																																																																																																																																																																																		
無形文化財	0	0	0	0	7																																																																																																																																																																																																																																		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	14																																																																																																																																																																																																																																		
	無形の民俗文化財	0	0	4	9																																																																																																																																																																																																																																		
記念物 ^{※1}	遺跡	6	0	5	46																																																																																																																																																																																																																																		
	名勝地	0	8	1	4 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																																		
	動物、植物、地質鉱物	1	0	16	69																																																																																																																																																																																																																																		
伝統的建造物群	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																		
合 計	39 (うち重要1)	150	58	291																																																																																																																																																																																																																																			
種 類	国		長野県		長野市																																																																																																																																																																																																																																		
	指定・選定	登 録	指 定	指 定	指 定	指 定																																																																																																																																																																																																																																	
有形文化財	建造物	8 (うち重要1)	136	11	65																																																																																																																																																																																																																																		
	絵画	2	0	2	8																																																																																																																																																																																																																																		
	彫刻	15	0	8	27																																																																																																																																																																																																																																		
	工芸品	3	0	7	15																																																																																																																																																																																																																																		
	書跡・典籍	2	0	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
	古文書	0	0	0	10																																																																																																																																																																																																																																		
	考古資料	0	0	1	12																																																																																																																																																																																																																																		
	歴史資料	1	0	0	3																																																																																																																																																																																																																																		
無形文化財	0	0	0	0	7																																																																																																																																																																																																																																		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	14																																																																																																																																																																																																																																		
	無形の民俗文化財	0	0	4	9																																																																																																																																																																																																																																		
記念物 ^{※1}	遺跡	6	0	5	46																																																																																																																																																																																																																																		
	名勝地	0	8	1	4 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																																		
	動物、植物、地質鉱物	1	0	16	69																																																																																																																																																																																																																																		
伝統的建造物群	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																		
合 計	39 (うち重要1)	144	58	291																																																																																																																																																																																																																																			

■新旧対照表

(P59)


新

(5) 未指定の文化財

これまでの調査結果の中から指定文化財を除いた地区別種類別の未指定文化財数は次の表のとおりとなっている。

■地区別種類別未指定文化財数

地区	指定文化財	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	記念物	史跡	埋蔵文化財	近代史的建造物	地区別合計	
		絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料	考古資料	建造物	民俗文化財								
第一	2						129	9				4	9	6					159
第二	9	28	2	2			196	1	1		9	8	5	1					262
第三	1						53				5	1							60
第四	5		2				37	4			2	1	1						52
第五	2						7	5			2		3						19
芦田	3	4					66		2			20	8					103	
古教	23	4	5		3		5	2				43	9	4		13		111	
三輪	1						47					2	4	1				55	
吉田	2						9	1				10	6	2				30	
吉里	22						15					7	7	6				57	
津川							17					5	4					26	
渡川							7					18	7	2			1	35	
大豆島	10						18					3	4					35	
朝陽	1						18	1				9	8					37	
若槻	61		13				27	3				9	16					129	
長沼	26	1	2	2	2	24					3	7	6	15	3			91	
安渡里	15	3	26	2	1		119	20	5			15	5	4				215	
小田切	51		6				42		1		2			8	15		5	130	
手井	2		16				19	2			27	6	1					73	
藤ノ井	44		5		1	114	21	6			20	28						239	
松代	79	20	12	7	2	1	125	27	1	1		22	11	10				318	
若穂	102	2	50	1			120	15	3		2	27	22	3	2		1	350	
川中島	26		3		1		87	2			1	21	20	3				164	
東北	44	7	5				149	1	1			19	14	5			1	246	
七之会	17		2				111					4	9	1				144	
信濃	66		4		5		30	1				50	2					158	
豊野							94	1				6						103	
戸隠	28		7									6	21					66	
安渡里	4	3	6				107	5			1	10	4	1				141	
大岡	37		1			1	85	4				2	3	1				134	
信州新町	3						223							4				230	
中北	1	1	122											6				130	
計	687	69	516	12	14	5	1,877	129	20	1	25	352	256	74	26	32	1	6	4,102



32地区図

第1章 長野市の歴史的風貌形成の背景

(P61)


旧

(5) 未指定の文化財

これまでの調査結果の中から指定文化財を除いた地区別種類別の未指定文化財数は次の表のとおりとなっている。

■地区別種類別未指定文化財数



地区	指定文化財	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	記念物	史跡	埋蔵文化財	近代史的建造物	地区別合計	
		絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料	考古資料	建造物	民俗文化財								
第一	2						129	9				4	9	6					159
第二	9	28	2	2			196	1	1		9	8	5	1					262
第三	1						53				5	1							60
第四	5		2				37	4			2	1	1						52
第五	2						7	5			2		3						19
芦田	3	4					66		2			20	8					103	
古教	23	4	5		3		5	2				43	9	4		13		111	
三輪	1						47					2	4	1				55	
吉田	2						9	1				10	6	2				30	
吉里	22						15					7	7	6				57	
津川							17					5	4					26	
渡川							7					18	7	2			1	35	
大豆島	10						18					3	4					35	
朝陽	1						18	1				9	8					37	
若槻	61		13				27	3				9	16					129	
長沼	26	1	2	2	2	24					3	7	6	15	3			91	
安渡里	15	3	26	2	1		119	20	5			15	5	4				215	
小田切	51		6				42		1		2			8	15		5	130	
手井	2		16				19	2			27	6	1					73	
藤ノ井	44		5		1	114	21	6			20	28						239	
松代	79	20	12	7	2	1	125	27	1	1		22	11	10				318	
若穂	102	2	50	1			120	15	3		2	27	22	3	2		1	350	
川中島	26		3		1		87	2			1	21	20	3				164	
東北	44	7	5				149	1	1			19	14	5			1	246	
七之会	17		2				111					4	9	1				144	
信濃	66		4		5		30	1				50	2					158	
豊野							94	1				6						103	
戸隠	28		7									6	21					66	
安渡里	4	3	6				107	5			1	10	4	1				141	
大岡	37		1			1	85	4				2	4	1				135	
信州新町	3						223							4				230	
中北	1	1	122											6				130	
計	687	69	516	12	14	5	1,877	129	20	1	25	352	257	74	10	32	1	6	4,087



32地区図

第1章 長野市の歴史的風貌形成の背景

■新旧対照表

新	旧
<p>(P85)</p> <p>(1904) 建立の縁日記念碑が残っている。本殿は、慶応2年(1866)建立とされる一間社流造で、向拝に唐破風が付き、海老虹梁には竜が巻きついた彫刻が施されている。拝殿は、明治30年(1897)に建てられたとされるもので、間口6間、奥行4間、平入、入母屋造瓦葺屋根である。</p> <p>(キ) 院 坊 善光寺周辺には、本坊の大勧進(天台宗)の下に25院、大本願(浄土宗)の下に14坊の院坊がある。院坊は、一般に僧や参詣人の宿泊に当てられ、主に本尊が安置されている場、参詣者が宿泊する場、生活の場からなる。参詣者が宿泊する場と生活の場は一体の建造物で庫裡と呼ばれ、参詣者が宿泊する場が床面積の多くを占めている。本尊が安置されている場は、大御堂である善光寺に対して小御堂と呼ばれている。</p> <p>現在みられる宿坊の多くが木造三階建、中には四階建のものもあるように高密度、多層化しているのは、主に明治時代中頃の鉄道開通によって増えた参詣者を受け入れるためと考えられている。</p> <p>a 常徳院(門) (登録有形文化財) 常徳院は、善光寺の院坊の一つで、大勧進のすぐ南西、弥栄神社と同じ上西之門通りに立地し、創立年月は不詳であるが、史料から寛文2年(1662)には創立されていたと考えられている。</p> <p>敷地内には、明治24年(1891)の大火による被災を免れた門が残っており、現存する門は、明治初期にはすでに建てられていたと推測されている。間口一間二尺、切妻造、棧瓦葺の薬医門で、桁は男梁ではなく出三斗が支え、天井が張られていることが特徴的である。</p>  <p>常徳院(門) (明治初期、登録有形文化財)</p>	<p>(P87)</p> <p>年(1904) 建立の縁日記念碑が残っている。本殿は、慶応2年(1866)建立とされる一間社流造で、向拝に唐破風が付き、海老虹梁には竜が巻きついた彫刻が施されている。拝殿は、明治30年(1897)に建てられたとされるもので、間口6間、奥行4間、平入、入母屋造瓦葺屋根である。</p> <p>(キ) 院 坊 善光寺周辺には、本坊の大勧進(天台宗)の下に25院、大本願(浄土宗)の下に14坊の院坊がある。院坊は、一般に僧や参詣人の宿泊に当てられ、主に本尊が安置されている場、参詣者が宿泊する場、生活の場からなる。参詣者が宿泊する場と生活の場は一体の建造物で庫裡と呼ばれ、参詣者が宿泊する場が床面積の多くを占めている。本尊が安置されている場は、大御堂である善光寺に対して小御堂と呼ばれている。</p> <p>現在みられる宿坊の多くが木造三階建、中には四階建のものもあるように高密度、多層化しているのは、主に明治時代中頃の鉄道開通によって増えた参詣者を受け入れるためと考えられている。</p> <p>a 常徳院(門) (登録有形文化財) 常徳院は、善光寺の院坊の一つで、大勧進のすぐ南西、弥栄神社と同じ上西之門通りに立地し、創立年月は不詳であるが、史料から寛文2年(1662)には創立されていたと考えられている。</p> <p>敷地内には、明治24年(1891)の大火による被災を免れた門が残っており、現存する門は、明治初期にはすでに建てられていたと推測されている。間口一間二尺、切妻造、棧瓦葺の薬医門で、桁は男梁ではなく出三斗が支え、天井が張られていることが特徴的である。</p>  <p>常徳院(門) (明治初期、登録有形文化財)</p>

第2章 長野市の維持及び向上すべき歴史的風致

第2章 長野市の維持及び向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

新	旧
<p>(P203)</p> <div data-bbox="315 363 965 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 ✨ 既存計画（上位、関連計画）との関連</p> </div> <p>本計画は、長野市総合計画をはじめ、関係する計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。</p> <p>■ 上位、関連計画との関係</p> <div data-bbox="344 528 925 850"> <p style="text-align: center;">第五次長野市総合計画 幸せ実感都市「ながの」～「オールながの」で未来を創造しよう～</p> <p style="text-align: center;">整合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市歴史的风致維持向上計画</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>連携</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市都市計画マスタープラン 長野市景観計画 国指定文化財の保存活用計画 長野市文化財保存活用地域計画 長野市観光振興計画 第二次長野市文化芸術振興計画 第三次長野市環境基本計画 長野市中心市街地活性化プラン 長野農業振興地域整備計画</p> </div> </div> </div> <p>(1) 第五次長野市総合計画</p> <hr/> <p>本市は、令和8年度(2026)までを計画期間とする第五次長野市総合計画を平成29年(2017)に策定し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めている。</p> <p>ア 基本構想(平成29年(2017)4月策定)</p> <p>基本構想は、長期的な観点に立ち、さまざまな情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにしたものである。政策に「魅力あふれる文化の創造と継承」、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を挙げている。</p> <p>(ア) 計画期間 平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで</p> <p>(イ) まちづくりの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の「幸せ」の実現 ・「持続可能な」まちづくりの推進 ・「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出 	<p>(P205)</p> <div data-bbox="1294 363 1944 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 ✨ 既存計画（上位、関連計画）との関連</p> </div> <p>本計画は、長野市総合計画をはじめ、関係する計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。</p> <p>■ 上位、関連計画との関係</p> <div data-bbox="1323 528 1904 831"> <p style="text-align: center;">第五次長野市総合計画 幸せ実感都市「ながの」～「オールながの」で未来を創造しよう～</p> <p style="text-align: center;">整合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市歴史的风致維持向上計画</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>連携</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市都市計画マスタープラン 長野市景観計画 国指定文化財の保存活用計画 長野市観光振興計画 第二次長野市文化芸術振興計画 第三次長野市環境基本計画 長野市中心市街地活性化プラン 長野農業振興地域整備計画</p> </div> </div> </div> <p>(1) 第五次長野市総合計画</p> <hr/> <p>本市は、令和8年度(2026)までを計画期間とする第五次長野市総合計画を平成29年(2017)に策定し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めている。</p> <p>ア 基本構想(平成29年(2017)4月策定)</p> <p>基本構想は、長期的な観点に立ち、さまざまな情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにしたものである。政策に「魅力あふれる文化の創造と継承」、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を挙げている。</p> <p>(ア) 計画期間 平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで</p> <p>(イ) まちづくりの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の「幸せ」の実現 ・「持続可能な」まちづくりの推進 ・「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

■新旧対照表

新	旧
<p>(P213)</p> <p>d 運営、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日常の維持管理、公開活用、保存整備、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整える。 • 文化庁、長野県との緊密な連携を図る。 • 市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図る。 • 保存管理、活用、整備を着実に推進するための財源確保を図る。 • 地域NPO、ボランティア団体等との連携により、後継者育成体制の充実を図る。 <p>イ 史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)</p> <p>計画は、旧文武学校の歴史的な価値を改めて検証、評価するとともに、史跡として適切に管理していくための現状変更の取り扱い方針及び基準を定め、今後の保存活用整備事業、関連管理体制における基本方針を示している。</p> <p>(ア) 基本方針</p> <p>a 保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> • 史跡のもつ本質的価値を損なうことなく、それを適切に管理することで、次世代へと継承していく。 • 本質的価値が損なわれるような場合には、最善の対応をとり、価値を復することに努める。 • 現状変更に関する基本方針を定め、史跡の保存を図る。 • 適切な保存状態を実現するため、史資料の調査、研究を精力的に進める。 <p>b 活用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 史跡のもつ本質的価値を正しく国民へ伝えるような活用を実施する。 • 地域の文化、教育の拠点施設を目指し、市民に積極的に活用されることを目指す。 • 周囲の文化施設、商業施設と密に連携し、松代地区全体を見据えた取り組みを行う。 <p>c 整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保存、活用を着実に推進するための整備を計画的に実施する。 • 本質的価値の顕在化とさらなる向上を目指す。 • 復原及び復元の基準点は文武学校の開校当初とする。 	<p>(P215)</p> <p>d 運営、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日常の維持管理、公開活用、保存整備、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整える。 • 文化庁、長野県教育委員会との緊密な連携を図る。 • 市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図る。 • 保存管理、活用、整備を着実に推進するための財源確保を図る。 • 地域NPO、ボランティア団体等との連携により、後継者育成体制の充実を図る。 <p>イ 史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)</p> <p>計画は、旧文武学校の歴史的な価値を改めて検証、評価するとともに、史跡として適切に管理していくための現状変更の取り扱い方針及び基準を定め、今後の保存活用整備事業、関連管理体制における基本方針を示している。</p> <p>(ア) 基本方針</p> <p>a 保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> • 史跡のもつ本質的価値を損なうことなく、それを適切に管理することで、次世代へと継承していく。 • 本質的価値が損なわれるような場合には、最善の対応をとり、価値を復することに努める。 • 現状変更に関する基本方針を定め、史跡の保存を図る。 • 適切な保存状態を実現するため、史資料の調査、研究を精力的に進める。 <p>b 活用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 史跡のもつ本質的価値を正しく国民へ伝えるような活用を実施する。 • 地域の文化、教育の拠点施設を目指し、市民に積極的に活用されることを目指す。 • 周囲の文化施設、商業施設と密に連携し、松代地区全体を見据えた取り組みを行う。 <p>c 整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保存、活用を着実に推進するための整備を計画的に実施する。 • 本質的価値の顕在化とさらなる向上を目指す。 • 復原及び復元の基準点は文武学校の開校当初とする。

第三章
長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第三章
長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

■新旧対照表

新	旧
<p>(P214)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 135px; top: 275px;">第3章 長野市の歴史的環境の維持及び向上に関する方針</p> <p>d 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民及び関係諸機関との緊密な連携を維持する。 本質的価値の維持、向上を目指し、運営体制の充実を図る。 業務効率化と使用者サービスの向上に努める。 <p>ウ 善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月策定)</p> <p>国宝1棟、重要文化財建造物2棟、登録有形文化財2棟の文化財建造物を有し、年間数百万人の参拝者が訪れる善光寺において、令和5年(2023)2月に保存活用計画が策定された。計画では、文化財建造物に対する意識や保存管理、環境保全、防災など文化財建造物を取り巻く環境の変化へ対応できるよう善光寺境内の文化財建造物を適切に保存し、活用していくとしている。</p> <p>(ア) 計画期間 令和14年(2032)3月まで</p> <p>(イ) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野及び日本を代表する文化財建造物を適切に管理し、保存する ●荘厳な文化財建造物と広域に広がる境内を信仰の場として、継続して利用する ●多様な参拝者が文化財建造物に親しみ、理解を深められるよう活用する <p>(5) 長野市文化財保存活用地域計画(令和6年(2024)7月認定)</p> <p>地域で育まれた多様な歴史や文化を総合的に把握し、市民や関係団体、行政等が地域総がかりで保存・活用していくことで、文化財の価値と魅力を多くの市民と共有し、大切に使いながら、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めると共に、歴史や文化の継承につなげて行くことを目的としている。</p> <p>ア 計画期間 令和6年度(2024)から令和13年度(2031)まで</p> <p>イ 目指す将来像 「長野らしさを伝える文化財を活かした歴史文化都市」 「大地の激動がもたらした恵みと災い」「人々が交わる地長野」「信仰が息づくまち長野」「政治経済の中心長野」「長野に生きる人々の暮らしと文化」の5つの歴史文化の特</p> <p style="text-align: right;">214</p>	<p>(P216)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 535px; top: 275px;">第3章 長野市の歴史的環境の維持及び向上に関する方針</p> <p>d 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民及び関係諸機関との緊密な連携を維持する。 本質的価値の維持、向上を目指し、運営体制の充実を図る。 業務効率化と使用者サービスの向上に努める。 <p>ウ 善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月策定)</p> <p>国宝1棟、重要文化財建造物2棟、登録有形文化財2棟の文化財建造物を有し、年間数百万人の参拝者が訪れる善光寺において、令和5年(2023)2月に保存活用計画が策定された。計画では、文化財建造物に対する意識や保存管理、環境保全、防災など文化財建造物を取り巻く環境の変化へ対応できるよう善光寺境内の文化財建造物を適切に保存し、活用していくとしている。</p> <p>(ア) 計画期間 令和14年(2032)3月まで</p> <p>(イ) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野及び日本を代表する文化財建造物を適切に管理し、保存する ●荘厳な文化財建造物と広域に広がる境内を信仰の場として、継続して利用する ●多様な参拝者が文化財建造物に親しみ、理解を深められるよう活用する <p>(5) 長野市観光振興計画(令和4年(2022)2月策定)</p> <p>長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。</p> <p>重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。</p> <p>ア 計画期間 令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで</p> <p>イ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能を担保した観光産業への転換 ●新たな観光スタイルに対応した観光への転換 ●人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化 <p style="text-align: right;">216</p>



■新旧対照表

新	旧
<p>(P215)</p> <p>性から構成される「長野らしさ」を伝える長野市の文化財は本市の多様な歴史と文化を表し、それを後世へ伝える大切なモノやコトです。</p> <p>本計画では、この文化財の価値と魅力が多くの市民に共通され、大切に使われながら将来に継承されることで、長野市が市民にも来訪者にも魅力ある歴史のある歴史文化都市となることを目指します。</p> <p>ウ 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 文化財を掘り起こす(調査) <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財を総合的に把握する ② 文化財を研究し価値づける 2) 掘り起こした文化財を保存する(保存) <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財を適切に維持管理する ② 文化財を適切に修理する ③ 災害や盗難等に備える 3) 歴史文化の魅力を保つ(活用) <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財を学ぶ機会を充実させる ② 文化財についての情報発信の充実 ③ 持続可能な文化観光の推進する ④ 文化財を活かした歴史まちづくりを推進する ⑤ 文化施設の維持可能な活用マネジメント 4) 文化財が継承される仕組みを作る(継承) <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財の担い手育成 ② 文化財の継承に必要な資金・資材調達仕組みを作る ③ 文化財の継承に必要な専門人材との連携を強化する <p>エ 文化財の防災・防犯対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平時における備え <ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の現状把握調査 ・防犯パトロール体制の構築 ・戸隠重要伝統的建造物群保存地区の台帳整備 ② 防災・防犯意識の啓発 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p style="text-align: center;">215</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P216)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 135px; top: 275px;">第3章 長野市の歴史・風致の維持及び向上に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化財災害マニュアル作成 ・文化財防災訓練の実施 ・文化財所有者・管理者向け文化財防災チェックリストの作成 ・文化財ハザードマップの作成 <p>③ 防災・防犯設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善光寺の防災防犯設備整備 ・旧横田家住宅の防災設備整備 ・戸隠重要伝統的建造物群保存地区の防災対策 <p>④ 文化財レスキューの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災文化財保全活動の支援 ・災害時文化財レスキューの体制の構築 <p>⑤ 災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の把握と伝達 ・文化財レスキューの要請 <p>オ 文化財の保存・活用に向けた推進体制</p> <p>本計画に基づく文化財の保存活用の取組は庁内体制の整備、関係行政機関との連携、長野市文化財保存活用地域計画協議会、民間団体等との連携の下に推進します。また関係機関や民間団体等は計画の取組状況に応じて適宜追加等を行い、連携強化を図って行きます。</p> <p>(6) 長野市観光振興計画 (令和4年(2022)2月策定)</p> <p>長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。</p> <p>重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。</p> <p>ア 計画期間 令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで</p> <p>イ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能を担保した観光産業への転換 ●新たな観光スタイルに対応した観光への転換 ●人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化 <p style="text-align: right;">216</p>	<p>(P216)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 565px; top: 275px;">第3章 長野市の歴史・風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>d 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び関係機関との緊密な連携を維持する。 ・本質的価値の維持、向上を旨とし、運営体制の充実を図る。 ・業務効率化と利用者サービスの向上に努める。 <p>ウ 善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月策定)</p> <p>国宝1棟、重要文化財建造物2棟、登録有形文化財2棟の文化財建造物を有し、年間数百万人の参拝者が訪れる善光寺において、令和5年(2023)2月に保存活用計画が策定された。計画では、文化財建造物に対する意識や保存管理、環境保全、防災など文化財建造物を取り巻く環境の変化へ対応できるよう善光寺境内の文化財建造物を適切に保存し、活用していくとしている。</p> <p>(ア) 計画期間 令和14年(2032)3月まで</p> <p>(イ) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野及び日本を代表する文化財建造物を適切に管理し、保存する ●荘厳な文化財建造物と広域に広がる境内を信仰の場として、継続して利用する ●多様な参拝者が文化財建造物に親しみ、理解を深められるよう活用する <p>(5) 長野市観光振興計画 (令和4年(2022)2月策定)</p> <p>長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。</p> <p>重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。</p> <p>ア 計画期間 令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで</p> <p>イ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能を担保した観光産業への転換 ●新たな観光スタイルに対応した観光への転換 ●人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化 <p style="text-align: right;">216</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P217)</p> <p>● Z世代など若者への観光需要の喚起</p>  <p>(7) 第二次長野市文化芸術振興計画（平成29年（2017）4月策定）</p> <p>長野市文化芸術振興計画は、市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として策定したものである。</p> <p>方策に指定文化財などの調査・整備、伝統芸能の継承、歴史・文化遺産の活用などを挙げている。</p> <p>ア 計画期間 平成29年度（2017）から令和8年度（2026）まで</p> <p>イ 基本理念 文化芸術に親しみ、創造し継承され、優しさと温もりがあふれるまち</p> <p>217</p>	<p>(P217)</p> <p>● Z世代など若者への観光需要の喚起</p> <p>市屋生活との調和を図りながら魅力的な地域を形成することで、観光消費を増加させ、「地域経済」や「地域コミュニティ」の活性化につなげる</p>  <p>(6) 第二次長野市文化芸術振興計画（平成29年（2017）4月策定）</p> <p>長野市文化芸術振興計画は、市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として策定したものである。</p> <p>方策に指定文化財などの調査・整備、伝統芸能の継承、歴史・文化遺産の活用などを挙げている。</p> <p>ア 計画期間 平成29年度（2017）から令和8年度（2026）まで</p> <p>イ 基本理念 文化芸術に親しみ、創造し継承され、優しさと温もりがあふれるまち</p> <p>217</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P218)</p> <p>ウ 方 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野市美術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供 ●市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちなみにぎわいにつながる発表機会の充実 ●子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援 ●交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造 ●指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進 ●伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援 ●歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用 ●歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進 ●歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援 ●文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援 <p>(8) 第三次長野市環境基本計画（令和4年(2022)2月策定）</p> <p>第三次長野市環境基本計画は、本市の環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。</p> <p>基本目標「良好で快適な環境の保全と創出」の施策テーマに「美しいまちなみの保全と創出」を挙げている。</p> <p>ア 計画期間 令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで</p> <p>イ 望ましい環境像 人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人と自然が共生し…自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます ●未来につなぐ……次世代へ責任をもって引き継ぎます ●脱炭素のまち……脱炭素に向けてみんなで取り組みます <p>218</p>	<p>(P218)</p> <p>ウ 方 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長野市美術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供 ●市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちなみにぎわいにつながる発表機会の充実 ●子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援 ●交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造 ●指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進 ●伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援 ●歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用 ●歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進 ●歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援 ●文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援 <p>(7) 第三次長野市環境基本計画（令和4年(2022)2月策定）</p> <p>第三次長野市環境基本計画は、本市の環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。</p> <p>基本目標「良好で快適な環境の保全と創出」の施策テーマに「美しいまちなみの保全と創出」を挙げている。</p> <p>ア 計画期間 令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで</p> <p>イ 望ましい環境像 人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人と自然が共生し…自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます ●未来につなぐ……次世代へ責任をもって引き継ぎます ●脱炭素のまち……脱炭素に向けてみんなで取り組みます <p>218</p>

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P220)</p> <p style="text-align: right;">(9) 長野市中心市街地活性化プラン（平成29年（2017）10月策定）</p> <p>第二期長野市中心市街地活性化基本計画（平成24年（2012）3月策定、計画期間は、平成24年（2012）度から平成28年（2016）度まで）を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、長野市中心市街地活性化プランを策定した。</p> <p>ア 計画期間 平成29年（2017）10月から令和7年（2025）3月まで</p> <p>イ 基本的な方針、目標、指標等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的な方針</th> <th>活性化の目標</th> <th>目標指標</th> <th>基準値 (H28)</th> <th>目標値 (R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちなか観光の推進</td> <td>目標1 行きたく なるまち</td> <td>善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)</td> <td>27,150</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>まちなか居住の推進</td> <td>目標2 住みたく なるまち</td> <td>総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)</td> <td>2.47</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちなか回遊の推進</td> <td rowspan="2">目標3 巡りたく なるまち</td> <td>中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)</td> <td>112,504</td> <td>108,000</td> </tr> <tr> <td>中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>まちなか交流の推進</td> <td>目標4 交わりたく なるまち</td> <td>もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)</td> <td>560,735</td> <td>550,000</td> </tr> </tbody> </table>	基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)	まちなか観光の推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000	まちなか居住の推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)	2.47	2.65	まちなか回遊の推進	目標3 巡りたく なるまち	中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000	中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)	21	21	まちなか交流の推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)	560,735	550,000	<p>(P220)</p> <p style="text-align: right;">(8) 長野市中心市街地活性化プラン（平成29年（2017）10月策定）</p> <p>第二期長野市中心市街地活性化基本計画（平成24年（2012）3月策定、計画期間は、平成24年（2012）度から平成28年（2016）度まで）を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、長野市中心市街地活性化プランを策定した。</p> <p>ア 計画期間 平成29年（2017）10月から令和7年（2025）3月まで</p> <p>イ 基本的な方針、目標、指標等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的な方針</th> <th>活性化の目標</th> <th>目標指標</th> <th>基準値 (H28)</th> <th>目標値 (R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちなか観光の推進</td> <td>目標1 行きたく なるまち</td> <td>善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)</td> <td>27,150</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>まちなか居住の推進</td> <td>目標2 住みたく なるまち</td> <td>総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)</td> <td>2.47</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">まちなか回遊の推進</td> <td rowspan="2">目標3 巡りたく なるまち</td> <td>中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)</td> <td>112,504</td> <td>108,000</td> </tr> <tr> <td>中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>まちなか交流の推進</td> <td>目標4 交わりたく なるまち</td> <td>もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)</td> <td>560,735</td> <td>550,000</td> </tr> </tbody> </table>	基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)	まちなか観光の推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000	まちなか居住の推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)	2.47	2.65	まちなか回遊の推進	目標3 巡りたく なるまち	中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000	中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)	21	21	まちなか交流の推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)	560,735	550,000
基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)																																																					
まちなか観光の推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000																																																					
まちなか居住の推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)	2.47	2.65																																																					
まちなか回遊の推進	目標3 巡りたく なるまち	中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000																																																					
		中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)	21	21																																																					
まちなか交流の推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)	560,735	550,000																																																					
基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)																																																					
まちなか観光の推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前の歩行者・ 自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000																																																					
まちなか居住の推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地 の人口比率(%)	2.47	2.65																																																					
まちなか回遊の推進	目標3 巡りたく なるまち	中心市街地(6地点)の歩行 者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000																																																					
		中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗 数(件)	21	21																																																					
まちなか交流の推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら産及び生涯学 習センター並びに権堂イ ーストプラザ市民交流セン ターの利用者数(人/年)	560,735	550,000																																																					

第二章
長野市の歴史の風致の維持及び向上に関する方針

第三章
長野市の歴史の風致の維持及び向上に関する方針

■新旧対照表

新	旧
<p>(P221)</p> <p>(10) 長野農業振興地域整備計画（平成27年(2015) 12月見直し）</p> <p>国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年(1974)に長野農業振興地域整備計画を策定し、以降、社会情勢の変化や町村合併による市域の拡大を反映して見直しをしている。現行の計画は、平成27年(2015) 12月に見直しを行ったもので、現在、総合的な見直しを進めている。</p> <p>計画は、今後も安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興を図るべき地域を明確にし、秩序ある土地利用を図るとしている。</p> <p>ア 農用地等の保全の方向</p> <p>最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃すると回復が困難で、安心できる農畜産物を将来にわたって安定的に供給するには、無秩序な土地利用や遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要である。また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的機能の向上を推進する。</p> <p>イ 農用地等保全のための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●流動化及び利用集積 <p>認定農業者等の多様な担い手を確保、育成するとともに、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図っていく。</p> ●多面的機能の維持 <p>農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等、地域の共同活動を支援し、農地を保全していく。</p> ●都市農村交流を通じた保全 <p>農業体験、農家民泊など都市住民との交流や定住促進のための住民の主体的な地域活動を支援するとともに、耕作放棄地の利活用等をおして農用地の保全につなげていく。また、市民菜園の開設を促進し、遊休農地の増加を防止する。</p> 	<p>(P221)</p> <p>(9) 長野農業振興地域整備計画（平成27年(2015) 12月見直し）</p> <p>国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年(1974)に長野農業振興地域整備計画を策定し、以降、社会情勢の変化や町村合併による市域の拡大を反映して見直しをしている。現行の計画は、平成27年(2015) 12月に見直しを行ったもので、現在、総合的な見直しを進めている。</p> <p>計画は、今後も安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興を図るべき地域を明確にし、秩序ある土地利用を図るとしている。</p> <p>ア 農用地等の保全の方向</p> <p>最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃すると回復が困難で、安心できる農畜産物を将来にわたって安定的に供給するには、無秩序な土地利用や遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要である。また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的機能の向上を推進する。</p> <p>イ 農用地等保全のための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●流動化及び利用集積 <p>認定農業者等の多様な担い手を確保、育成するとともに、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図っていく。</p> ●多面的機能の維持 <p>農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等、地域の共同活動を支援し、農地を保全していく。</p> ●都市農村交流を通じた保全 <p>農業体験、農家民泊など都市住民との交流や定住促進のための住民の主体的な地域活動を支援するとともに、耕作放棄地の利活用等をおして農用地の保全につなげていく。また、市民菜園の開設を促進し、遊休農地の増加を防止する。</p>

第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針



■新旧対照表

新	旧
<p>(P225)</p> <div data-bbox="313 343 963 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 ▶ 歴史的風致維持向上計画の推進体制</p> </div> <p>本市における歴史的風致の維持及び向上には、所有者や管理者、市民等の理解と協力が不可欠であるため、協働して取り組んでいく。</p> <p>本計画の推進に当たっては、都市整備部まちづくり課歴史的まちなみ整備室と観光文化財文化財課が事務局となる庁内推進会議を設置し、関係課と連携調整を行う。また、歴史まちづくり法第11条に基づく長野市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。</p> <p>必要に応じて国や県のほか、文化財保護、都市計画や景観などに関する附属機関から助言等を得るとともに、文化財や歴史的建造物の所有者などと連絡、調整を行う。</p> <div data-bbox="336 662 929 1332" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画推進体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市地方文化財保護審議会 長野市景観審議会 など</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文化財所有者 関係団体</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国(文部科学省、農林水産省、国土交通省) 長野県</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">報告・助言 連絡・調整 協議・助言</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>庁内組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎庁内組織(委員会) 市長、副市長、部長 ◎歴史まちづくり推進会議 ・企画政策課 ・企画課、まちづくり推進課、交通政策課 ・地域・市民生活部 ・地域活動支援課、観光交流、若者交流、戸籍支所、高齢者交流 ・経済産業政策課 ・国土政策課 ・観光文化課 ・文化芸術課、観光振興課、博物館 ・農林部 ・農産政策課、農地整備課 ・建設部 ・建設課、国土課 ・都市整備部 ・都市計画課、公園緑地課、市街地整備課 ・教育委員会 ・学芸・文化まちづくり課 ・消防部 ・総務課、子育課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>庁外組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎長野市歴史的風致維持向上協議会 ・学芸関係者、団体等 ・地域文化協会 ・行政(長野県、長野市) </div> </div> <p style="text-align: center;">協議・助言 報告・助言</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>歴史まちづくり事業の実施 (事業担当課)</p> </div> </div>	<p>(P225)</p> <div data-bbox="1299 343 1948 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 ▶ 歴史的風致維持向上計画の推進体制</p> </div> <p>本市における歴史的風致の維持及び向上には、所有者や管理者、市民等の理解と協力が不可欠であるため、協働して取り組んでいく。</p> <p>本計画の推進に当たっては、都市整備部まちづくり課歴史的まちなみ整備室と教育委員会事務局文化財課が事務局となる庁内推進会議を設置し、関係課と連携調整を行う。また、歴史まちづくり法第11条に基づく長野市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。</p> <p>必要に応じて国や県のほか、文化財保護、都市計画や景観などに関する附属機関から助言等を得るとともに、文化財や歴史的建造物の所有者などと連絡、調整を行う。</p> <div data-bbox="1321 662 1915 1332" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">長野市歴史的風致維持向上計画推進体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>長野市地方文化財保護審議会 長野市景観審議会 など</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文化財所有者 関係団体</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国(文部科学省、農林水産省、国土交通省) 長野県</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">報告・助言 連絡・調整 協議・助言</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>庁内組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎庁内組織(委員会) 市長、副市長、部長 ◎歴史まちづくり推進会議 ・企画政策課 ・企画課、交通政策課 ・地域・市民生活部 ・地域活動支援課、観光交流、若者交流、戸籍支所、高齢者交流 ・国土政策課 ・観光文化課 ・文化芸術課、観光振興課、博物館 ・農林部 ・農産政策課、農地整備課 ・建設部 ・建設課、国土課 ・都市整備部 ・都市計画課、公園緑地課 ・清洲課 ・学芸課、子育課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>庁外組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎長野市歴史的風致維持向上協議会 ・学芸関係者、団体等 ・地域の自治体 ・行政(長野県、長野市) </div> </div> <p style="text-align: center;">協議・助言 報告・助言</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>歴史まちづくり事業の実施 (事業担当課)</p> </div> </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P275)</p> <p>(8) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例</p> <p>本市の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に長野市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。</p> <p>平成28年(2016)8月に条例に基づいて戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。</p> <p>戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した当該地区の保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物とともに、庭園や水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合は、事前に市の許可が必要となる。</p> <p style="text-align: right;">第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p style="text-align: right;">275</p>	<p>(P275)</p> <p>(8) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例</p> <p>本市の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に長野市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。</p> <p>平成28年(2016)8月に条例に基づいて戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。</p> <p>戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した当該地区の保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物とともに、庭園や水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合は、事前に教育委員会の許可が必要となる。</p> <p style="text-align: right;">第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p style="text-align: right;">275</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P277)</p> <div style="text-align: center;">  <p>第5章</p> <p>文化財の保存又は活用に関する事項</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>1 長野市全体に関する事項</p> </div> <p>(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の方針</p> <p>文化財は、長い歴史の中で育まれてきた地域の貴重な財産であり、地域に住む人々に精神的な豊かさや自信、誇りを与えるものである。本市には、国指定等で190件、県指定で58件、市指定等で300件の有形、無形の文化財548件があり、このほか地域に根差して受け継がれてきた未指定の文化財が見られる。広範な市域全体にわたり分布し、古墳時代から中世、近世、近代を経て現代に至る数多くの文化財は、本市の自然、地形、暮らしを反映し、人々の生活や生業と密接に関わって継承されて本市の歴史や文化を理解する上で重要な要素となっている。</p> <p>近年、人口減少や少子高齢化の進展、世代交代を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などが困難になりつつある。</p> <p>指定文化財については、これまで文化財保護法や長野県文化財保護条例、長野市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存や管理、継承への指導、助言のほか、建造物の保存、修理への支援などを行ってきており、引き続き、適切な保存や管理等の措置を行っていく。また、未指定の文化財については、調査、研究によりその価値を適切に判断し、文化財の指定、登録制度を利用し、保存や活用に向けた取り組みを行っていく。</p> <p>本市の文化財を後代に伝えていくため、長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、個々の文化財の保存に加え、文化財の置かれている自然環境や文化財を支える人々の活動などの周辺環境と一体として文化財の保存、活用を図り、地域の活性化や課題解決など文化財を生かした地域づくりにつなげていく。</p> <p>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</p> <p>文化財の修理(整備)に当たっては、経年変化による劣化状況を適切に把握して日常的な維持管理での予防措置が重要であるため、所有者等による日常点検と適切な維持管理により損傷の早期発見に努めるとともに、適切な助言により所有者等の意識向上を図る。</p> <div style="text-align: right; font-size: small;"> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> </div> <p style="text-align: right;">277</p>	<p>(P277)</p> <div style="text-align: center;">  <p>第5章</p> <p>文化財の保存又は活用に関する事項</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>1 長野市全体に関する事項</p> </div> <p>(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の方針</p> <p>文化財は、長い歴史の中で育まれてきた地域の貴重な財産であり、地域に住む人々に精神的な豊かさや自信、誇りを与えるものである。本市には、国指定等で190件、県指定で58件、市指定等で300件の有形、無形の文化財548件があり、このほか地域に根差して受け継がれてきた未指定の文化財が見られる。広範な市域全体にわたり分布し、古墳時代から中世、近世、近代を経て現代に至る数多くの文化財は、本市の自然、地形、暮らしを反映し、人々の生活や生業と密接に関わって継承されて本市の歴史や文化を理解する上で重要な要素となっている。</p> <p>近年、人口減少や少子高齢化の進展、世代交代を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などが困難になりつつある。</p> <p>指定文化財については、これまで文化財保護法や長野県文化財保護条例、長野市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存や管理、継承への指導、助言のほか、建造物の保存、修理への支援などを行ってきており、引き続き、適切な保存や管理等の措置を行っていく。また、未指定の文化財については、調査、研究によりその価値を適切に判断し、文化財の指定、登録制度を利用し、保存や活用に向けた取り組みを行っていく。</p> <p>本市の文化財を後代に伝えていくため、現在、作成を進めている長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、個々の文化財の保存に加え、文化財の置かれている自然環境や文化財を支える人々の活動などの周辺環境と一体として文化財の保存、活用を図り、地域の活性化や課題解決など文化財を生かした地域づくりにつなげていく。</p> <p>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</p> <p>文化財の修理(整備)に当たっては、経年変化による劣化状況を適切に把握して日常的な維持管理での予防措置が重要であるため、所有者等による日常点検と適切な維持管理により損傷の早期発見に努めるとともに、適切な助言により所有者等の意識向上を図る。</p> <div style="text-align: right; font-size: small;"> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> </div> <p style="text-align: right;">277</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P281)</p> <p>文化財を期間限定で公開するなど文化財の情報を発信している。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを継続するとともに、文化財の所有者、地域住民、関係団体と連携して幅広い人に本市の歴史的風致の支え手となってもらえるよう文化財の存在や魅力を広く周知し、文化財の保存及び活用に取り組んでいく。</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>埋蔵文化財センターでは、確認調査のほか、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて指導を行っている。また、文化財デジタル図鑑や長野市行政地図情報(地理情報システム)に埋蔵文化財包蔵地の情報を掲載し、随時、埋蔵文化財に関する情報を発信することで発掘調査の実施を含めて適切な保護措置を行っている。</p> <p>今後も文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成、周知を図るとともに、届出や通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等への協力を求めていく。</p> <p>また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において、未発見の埋蔵文化財を保護するため、開発事業者と連携して開発の事前把握に努めるとともに、試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時、埋蔵文化財包蔵地の見直しを行っている。</p> <p>(8) 文化財行政の体制と今後の方針</p> <p>文化財の保存、活用については、主に文化財課と博物館が担任している。</p> <p>文化財課では、文化財の保存、活用に関する業務の全般及び、文化財の所有者や管理者に対する研修や文化財の管理、修理についての指導、助言、経費助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。</p> <p>また、文化財課の出先機関として、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。</p> <p>埋蔵文化財センターでは、市内に約1,100件ある周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査のほか、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて文化財保護法に基づく指導を行っている。また、調査箇所の近隣にある小学校を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に関する普及公開活動も行っている。</p> <p>松代文化施設等管理事務所では、真田邸(新御殿跡)や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区内の市有文化財を管理運営するとともに、真田宝物館や象山記念館など博物館</p>	<p>(P281)</p> <p>文化財を期間限定で公開するなど文化財の情報を発信している。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを継続するとともに、文化財の所有者、地域住民、関係団体と連携して幅広い人に本市の歴史的風致の支え手となってもらえるよう文化財の存在や魅力を広く周知し、文化財の保存及び活用に取り組んでいく。</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>埋蔵文化財センターでは、確認調査のほか、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて指導を行っている。また、文化財デジタル図鑑や長野市行政地図情報(地理情報システム)に埋蔵文化財包蔵地の情報を掲載し、随時、埋蔵文化財に関する情報を発信することで発掘調査の実施を含めて適切な保護措置を行っている。</p> <p>今後も文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成、周知を図るとともに、届出や通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等への協力を求めていく。</p> <p>また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において、未発見の埋蔵文化財を保護するため、開発事業者と連携して開発の事前把握に努めるとともに、試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時、埋蔵文化財包蔵地の見直しを行っている。</p> <p>(8) 文化財行政の体制と今後の方針</p> <p>文化財の保存、活用については、主に長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が担任している。</p> <p>文化財課では、文化財の保存、活用に関する業務の全般及び、文化財の所有者や管理者に対する研修や文化財の管理、修理についての指導、助言、経費助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。</p> <p>また、文化財課の出先機関として、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。</p> <p>埋蔵文化財センターでは、市内に約1,100件ある周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査のほか、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて文化財保護法に基づく指導を行っている。また、調査箇所の近隣にある小学校を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に関する普及公開活動も行っている。</p> <p>松代文化施設等管理事務所では、真田邸(新御殿跡)や旧文武学校、旧横田家住宅など</p>

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

新
<p>(P282)</p> <p>相当の施設の管理運営、所蔵する真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。</p> <p>市立博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園にあり、戸隠、鬼無里、信州新町に分館をもち、各施設の特性を生かした企画展示や講座を開催している。</p> <p>職員数は、文化財課(埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む)が、事務16名、学芸員13名(民俗1名、考古7名、歴史5名)の計29名で、また、博物館が、事務5名、学芸員16名の計21名である。</p> <p>引き続き、文化財課、博物館に加えて、まちづくり課や事業担当課等の関係部局と連携、調整を図りながら、文化財の保存、活用に取り組んでいく。</p> <p>文化財行政に関する附属機関として、長野市地方文化財保護審議会、長野市伝統環境保存審議会、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会及び、長野市文化財保存活用地域計画協議会を設置している。</p> <p>長野市地方文化財保護審議会は、長野市文化財保護条例に基づき、市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議する。審議会は7名で構成され、委員の専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、生態1名、建築史1名、宗教史1名となっている。</p> <p>長野市伝統環境保存審議会は、長野市伝統環境保存条例に基づき、市長の諮問に応じて保存区域の保存に関する事項について調査及び審議する。審議会は、庭園、景観、建築の専門知識を有する者のほか、地域の代表者など9名で構成されている。</p> <p>長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、市長の諮問に応じて保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議する。審議会は、建築史などの専門知識を有する者のほか、地域の代表者、国や県の関係機関の代表者の8名で構成されている。</p> <p>引き続き、附属機関に意見を伺い、文化財の保存、活用等の施策に反映していく。</p> <p>(9) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存、活用していくためには、行政だけでなく、地域で文化財の保存や活用に取り組む団体と連携を図ることが重要である。</p> <p>本市には、地域ごとに文化財の保存、活用に関わる団体が見られる。長野県文化財保護協会長野支部は、市と協働で文化財パトロールや所有者、管理者向けの研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、ガイド活動やパンフレットの発行、講座の開催などの取り組みが、住民が主体となって展</p>

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

旧
<p>(P282)</p> <p>松代地区内の市有文化財を管理運営するとともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当の施設の管理運営、所蔵する真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。</p> <p>市立博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園にあり、戸隠、鬼無里、信州新町に分館をもち、各施設の特性を生かした企画展示や講座を開催している。</p> <p>職員数は、文化財課(埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む)が、事務16名、学芸員13名(民俗1名、考古7名、歴史5名)の計29名で、また、博物館が、事務5名、学芸員16名の計21名である。</p> <p>引き続き、文化財課、博物館に加えて、まちづくり課や事業担当課等の関係部局と連携、調整を図りながら、文化財の保存、活用に取り組んでいく。</p> <p>文化財行政に関する附属機関として、長野市地方文化財保護審議会、長野市伝統環境保存審議会及び、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。</p> <p>長野市地方文化財保護審議会は、長野市文化財保護条例に基づき、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議する。審議会は7名で構成され、委員の専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、生態1名、建築史1名、宗教史1名となっている。</p> <p>長野市伝統環境保存審議会は、長野市伝統環境保存条例に基づき、市長の諮問に応じて保存区域の保存に関する事項について調査及び審議する。審議会は、庭園、景観、建築の専門知識を有する者のほか、地域の代表者など9名で</p>

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項



■新旧対照表

新	旧
<p>(P283)</p> <p>開されている。また、市内の各地域で、地域に残る古文書や民話を掘り起こして学び、伝承する活動が行われている。</p> <p>人口減少や少子高齢化の進展により、組織の維持が困難となってきた中、各種団体の多様な活動の継続と活性化を図るため、引き続き、児童、生徒や学生など若い世代が参加できるよう情報の提供と発信、発表機会の提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用の活動を支援していく。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">283</p>	<p>(P283)</p> <p>構成されている。</p> <p>長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、市長及び教育委員会の諮問に応じて保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議する。審議会は、建築史などの専門知識を有する者のほか、地域の代表者、国や県の関係機関の代表者の8名で構成されている。</p> <p>引き続き、附属機関に意見を伺い、文化財の保存、活用等の施策に反映していく。</p> <p>⑨ 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存、活用していくためには、行政だけでなく、地域で文化財の保存や活用に取り組む団体と連携を図ることが重要である。</p> <p>本市には、地域ごとに文化財の保存、活用に関わる団体が見られる。長野県文化財保護協会長野支部は、市と協働で文化財パトロールや所有者、管理者向けの研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、ガイド活動やパンフレットの発行、講座の開催などの取り組みが、住民が主体となって展開されている。また、市内の各地域で、地域に残る古文書や民話を掘り起こして学び、伝承する活動が行われている。</p> <p>人口減少や少子高齢化の進展により、組織の維持が困難となってきた中、各種団体の多様な活動の継続と活性化を図るため、引き続き、児童、生徒や学生など若い世代が参加できるよう情報の提供と発信、発表機会の提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用の活動を支援していく。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">283</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P285)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ◆ 重点区域に関する事項</p> </div> <p>(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の具体的な計画</p> <p>善光寺周辺は、寺社や宿坊、町家など歴史的建造物が集積する。重点区域のうち善光寺地区には、国宝の善光寺本堂を中心に、善光寺三門(山門)及び経蔵が重要文化財(建造物)に指定され、登録有形文化財や市指定文化財の建造物がある。また、建造物のほかに、彫刻や絵画などの重要文化財、県や市の指定文化財が多くある。</p> <p>戸隠地区には、国選定の長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を中心に県や市の指定文化財の建造物が存在する。</p> <p>松代地区には、史跡の旧文武学校、松代城跡附新御殿跡、大室古墳群、重要文化財の旧横田家住宅、登録有形文化財の建造物、登録記念物の庭園のほか、県や市の指定文化財の建造物、彫刻や絵画など多数の文化財が集積している。</p> <p>鬼無里地区には、白鬚神社本殿が重要文化財に指定されているほか、市指定文化財の建造物が存在する。</p> <p>これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るために積極的に保存、活用を図る。文化財の保存、活用に関しては、文化財を保存、活用しながら後代へ継承するために策定した文化財保存活用地域計画で定める。</p> <p>重点区域内の指定文化財については、保護、劣化、破損が見られる物件を計画的に修理していくため、保存管理計画を策定し、多くの文化財が集積する箇所を中心に計画に基づいて適切に保存、管理を行う。長野市戸隠伝統的建造物群保存地区については、保存計画や防災計画に基づいて保存、活用を進める。未指定の文化財については、文化財保存活用地域計画などに則って保存管理、環境保全、防災、活用に関して適切な実施を図る。</p> <p>また、文化財の保存に必要な日常管理は、所有者や管理者により実施されている。本市では定期的に現地パトロールを実施しており、引き続き文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門家による現地(現物)確認や指導、助言を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【関連事業】</p> <p>善光寺保存活用推進事業</p> <p>伝統環境保存助成事業</p> <p>史跡松代城跡保存整備事業</p> </div>	<p>(P285)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ◆ 重点区域に関する事項</p> </div> <p>(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の具体的な計画</p> <p>善光寺周辺は、寺社や宿坊、町家など歴史的建造物が集積する。重点区域のうち善光寺地区には、国宝の善光寺本堂を中心に、善光寺三門(山門)及び経蔵が重要文化財(建造物)に指定され、登録有形文化財や市指定文化財の建造物がある。また、建造物のほかに、彫刻や絵画などの重要文化財、県や市の指定文化財が多くある。</p> <p>戸隠地区には、国選定の長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を中心に県や市の指定文化財の建造物が存在する。</p> <p>松代地区には、史跡の旧文武学校、松代城跡附新御殿跡、大室古墳群、重要文化財の旧横田家住宅、登録有形文化財の建造物、登録記念物の庭園のほか、県や市の指定文化財の建造物、彫刻や絵画など多数の文化財が集積している。</p> <p>鬼無里地区には、白鬚神社本殿が重要文化財に指定されているほか、市指定文化財の建造物が存在する。</p> <p>これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るために積極的に保存、活用を図る。文化財の保存、活用に関しては、現在、文化財を保存、活用しながら後代へ継承するための取り組みを定める文化財保存活用地域計画の作成を進めている。</p> <p>重点区域内の指定文化財については、保護、劣化、破損が見られる物件を計画的に修理していくため、保存管理計画を策定し、多くの文化財が集積する箇所を中心に計画に基づいて適切に保存、管理を行う。長野市戸隠伝統的建造物群保存地区については、保存計画や防災計画に基づいて保存、活用を進める。未指定の文化財については、文化財保存活用地域計画などに則って保存管理、環境保全、防災、活用に関して適切な実施を図る。</p> <p>また、文化財の保存に必要な日常管理は、所有者や管理者により実施されている。本市では定期的に現地パトロールを実施しており、引き続き文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門家による現地(現物)確認や指導、助言を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【関連事業】</p> <p>善光寺保存活用推進事業</p> <p>伝統環境保存助成事業</p> <p>史跡松代城跡保存整備事業</p> </div>

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

■新旧対照表

新	旧
<p>(P287)</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の歴史的風致は、指定文化財を中心として形成されているが、歴史的風致の構成要素で多くを占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川などの公共施設である。未指定の建造物等は、中心となる文化財に景観上で大きな影響を与えることから、文化財の価値や魅力の維持及び向上のためには、周辺環境の保全に努める必要がある。</p> <p>引き続き、文化財の周辺環境の保全が図られ、周辺環境に調和するよう景観法、都市計画法及び、本市の条例に則り、建造物や屋外広告物の高さ、形態、意匠、色彩などについて指導、助言を行う。また、所有者等の負担を軽減するため、外観を維持するために必要な修理や修景を助成する。</p> <p>歴史的風致の維持及び向上を図る整備事業に当たっては、今後も本市の附属機関の意見や助言を得ながら、文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。</p> <p>【関連事業】 戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設等整備事業 松代城跡東側駐車場整備事業 旧松代駅跡地周辺環境整備事業 北国街道松代道周辺文化財等周辺道路整備事業</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>日頃から、所有者や管理者による予防対策を周知、徹底し、火災や盗難・毀損等の発生抑制に努める。</p> <p>歴史的建造物については、定期的な消火訓練、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防火設備の設置を促すほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援を行う。重要伝統的建造物群保存地区においては、自主防災組織の活動を支援し、地域住民による防災体制の強化を図る。</p> <p>また、万が一の被災に備え、文化財の記録整備、被災時には被災状況を記録するなど、被災後の復元に有効な資料整備に努めるほか、防犯対策として、定期的な見回りを行うとともに、公開を行う際は十分な監視体制を確保する。</p> <p>【関連事業】 善光寺保存活用推進事業 戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業 旧横田家住宅防災施設整備事業</p>	<p>(P287)</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画</p> <p>重点区域内の歴史的風致は、指定文化財を中心として形成されているが、歴史的風致の構成要素で多くを占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川などの公共施設である。未指定の建造物等は、中心となる文化財に景観上で大きな影響を与えることから、文化財の価値や魅力の維持及び向上のためには、周辺環境の保全に努める必要がある。</p> <p>引き続き、文化財の周辺環境の保全が図られ、周辺環境に調和するよう景観法、都市計画法及び、本市の条例に則り、建造物や屋外広告物の高さ、形態、意匠、色彩などについて指導、助言を行う。また、所有者等の負担を軽減するため、外観を維持するために必要な修理や修景を助成する。</p> <p>歴史的風致の維持及び向上を図る整備事業に当たっては、今後も本市の附属機関の意見や助言を得ながら、文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。</p> <p>【関連事業】 戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設事業 松代城跡東側駐車場整備事業 旧松代駅跡地周辺環境整備事業 北国街道松代道周辺文化財等周辺道路整備事業</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画</p> <p>日頃から、所有者や管理者による予防対策を周知、徹底し、火災や盗難・毀損等の発生抑制に努める。</p> <p>歴史的建造物については、定期的な消火訓練、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防火設備の設置を促すほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援を行う。重要伝統的建造物群保存地区においては、自主防災組織の活動を支援し、地域住民による防災体制の強化を図る。</p> <p>また、万が一の被災に備え、文化財の記録整備、被災時には被災状況を記録するなど、被災後の復元に有効な資料整備に努めるほか、防犯対策として、定期的な見回りを行うとともに、公開を行う際は十分な監視体制を確保する。</p> <p>【関連事業】 善光寺保存活用推進事業 戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業 旧横田家住宅防災施設整備事業</p>

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

■新旧対照表

新	旧
<p>(P288)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画</p> <p>文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市では、これまで文化財データベースの整備、ホームページの多言語化のほか、文化財の現地説明会や関連する講座の開催などをとおして文化財の保存及び活用に関する普及、啓発を行ってきており、引き続き、幅広い世代に文化財の魅力を広く発信していく。</p> <p>また、地域住民が主体となりガイド活動、講座開催、パンフレット作成など多様な活動が展開されており、地域住民や各種団体と連携しながら、文化財の保存、活用に向けた普及、啓発に取り組む。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資源活用コーディネーター派遣事業 空き家バンク事業 公民館・交流センターでの歴史講座事業 戸隠茅場整備事業 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工) 松代町文化財保存活用推進事業 旧信濃川田駅保存活用事業 川田宿PR活用事業 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業 「彫工北村善代松」制作の屋台等保存・公開活用事業 松代春・秋まつり支援事業 真田邸庭園ライトアップ事業 歴史まちづくりカード活用事業 歴史的風致や伝統的な祭礼などの情報発信事業 <p>288</p>	<p>(P288)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画</p> <p>文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市では、これまで文化財データベースの整備、ホームページの多言語化のほか、文化財の現地説明会や関連する講座の開催などをとおして文化財の保存及び活用に関する普及、啓発を行ってきており、引き続き、幅広い世代に文化財の魅力を広く発信していく。</p> <p>また、地域住民が主体となりガイド活動、講座開催、パンフレット作成など多様な活動が展開されており、地域住民や各種団体と連携しながら、文化財の保存、活用に向けた普及、啓発に取り組む。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資源活用コーディネーター派遣事業 空き家バンク事業 公民館・交流センターでの歴史講座事業 戸隠茅場整備事業 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工) 松代町文化財保存活用推進事業 旧信濃川田駅保存活用事業 川田宿PR活用事業 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業 「彫工北村善代松」制作の屋台等保存・公開活用事業 <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</p> <p>引き続き、周知の埋蔵文化財包蔵地における掘削等を徹底するとともに、工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者に発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。また、開発行為に際し、必要に応じて長野県教育委員会の指導や助言を仰ぎながら、関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。</p> <p>【関連事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡松代城跡保存整備事業 戸隠地域道路美装化・電柱地線架設移設事業 <p>288</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P289)</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</p> <p>引き続き、周知の埋蔵文化財包蔵地における届出等を徹底するとともに、工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。また、開発行為に際し、必要に応じて長野県の指導や助言を仰ぎながら、関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。</p> <p>【関連事業】 史跡松代城跡保存整備事業 戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設等整備事業</p> <p>(8) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、祭礼を担う氏子や保存会のほか、ガイド活動や文化財をテーマに情報発信を行うなど地域の文化財を活用して活動する団体が数多くある。</p> <p>保存会や各種団体の活動が継続し、伝統的な祭礼や行事などが継承できるよう、引き続き、若い世代に親んでもらえるよう情報発信、発表機会の提供、用具整備や伝承活動の支援により、文化財の保存、活用に取り組む。</p> <p>【関連事業】 無形文化財支援事業 伝統芸能継承事業 弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業 松代歴史文化の発信・誘客事業</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">289</p>	<p>(P289)</p> <p>(8) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</p> <p>重点区域内には、祭礼を担う氏子や保存会のほか、ガイド活動や文化財をテーマに情報発信を行うなど地域の文化財を活用して活動する団体が数多くある。</p> <p>保存会や各種団体の活動が継続し、伝統的な祭礼や行事などが継承できるよう、引き続き、若い世代に親んでもらえるよう情報発信、発表機会の提供、用具整備や伝承活動の支援により、文化財の保存、活用に取り組む。</p> <p>【関連事業】 無形文化財支援事業 伝統芸能継承事業 弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業 松代歴史文化の発信・誘客事業</p> <p style="text-align: right;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p style="text-align: right;">289</p>

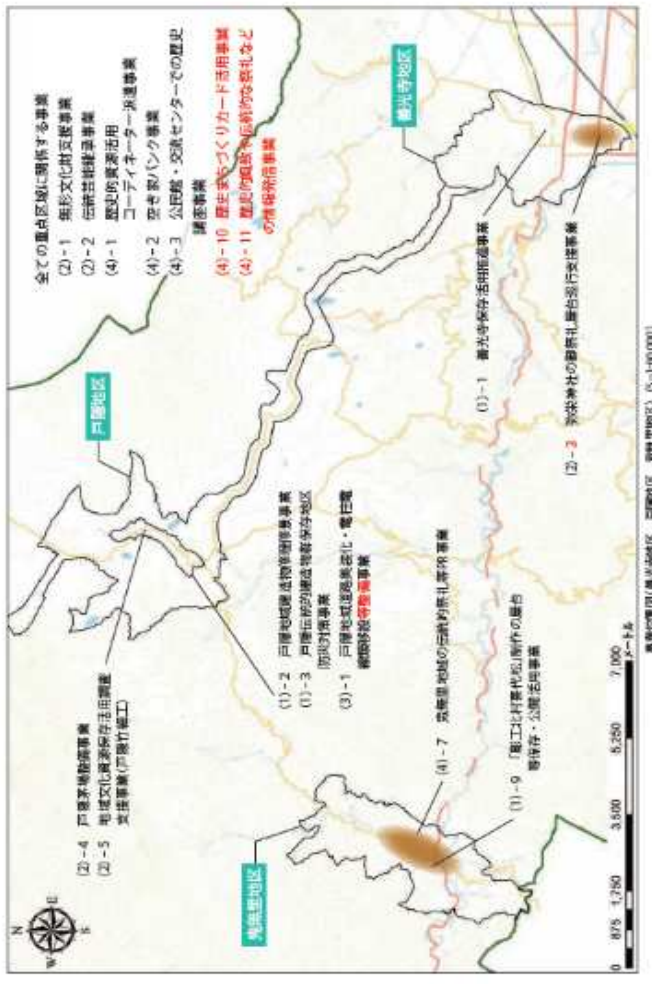

■新旧対照表

新	旧
<p>(P291)</p> <p>以上の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は、次のとおりである。 なお、事業の実施に当たっては、国等の支援制度を有効に活用するよう検討していく。</p> <p>(1) 歴史的建造物等の保存に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 善光寺保存活用推進事業 2 戸隠地域建造物修理修景助成事業 3 戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業 4 伝統環境保存助成事業 5 史跡松代城跡保存整備事業 6 旧横田家住宅防災施設整備事業 7 真田信弘霊屋保存修理事業 8 史跡大室古墳群保存整備事業 9 「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業 <p>(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 無形文化財支援事業 2 伝統芸能継承事業 3 弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業 4 戸隠茅場整備事業 5 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工) <p>(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸隠地域道路美化・電柱電線類移設等整備事業 2 松代城跡東側駐車場整備事業 3 旧松代駅跡地周辺環境整備事業 4 北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業 5 大室古墳群アクセス道路整備事業 <p style="text-align: right;">第5章 歴史的風致維持向上施設等の整備又は管理等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">291</p>	<p>(P291)</p> <p>以上の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は、次のとおりである。 なお、事業の実施に当たっては、国等の支援制度を有効に活用するよう検討していく。</p> <p>(1) 歴史的建造物等の保存に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 善光寺保存活用推進事業 2 戸隠地域建造物修理修景助成事業 3 戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業 4 伝統環境保存助成事業 5 史跡松代城跡保存整備事業 6 旧横田家住宅防災施設整備事業 7 真田信弘霊屋保存修理事業 8 史跡大室古墳群保存整備事業 9 「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業 <p>(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 無形文化財支援事業 2 伝統芸能継承事業 3 弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業 4 戸隠茅場整備事業 5 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工) <p>(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸隠地域道路美化・電柱電線類移設事業 2 松代城跡東側駐車場整備事業 3 旧松代駅跡地周辺環境整備事業 4 北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業 5 大室古墳群アクセス道路整備事業 <p style="text-align: right;">第5章 歴史的風致維持向上施設等の整備又は管理等に関する事項</p> <p style="text-align: right;">291</p>

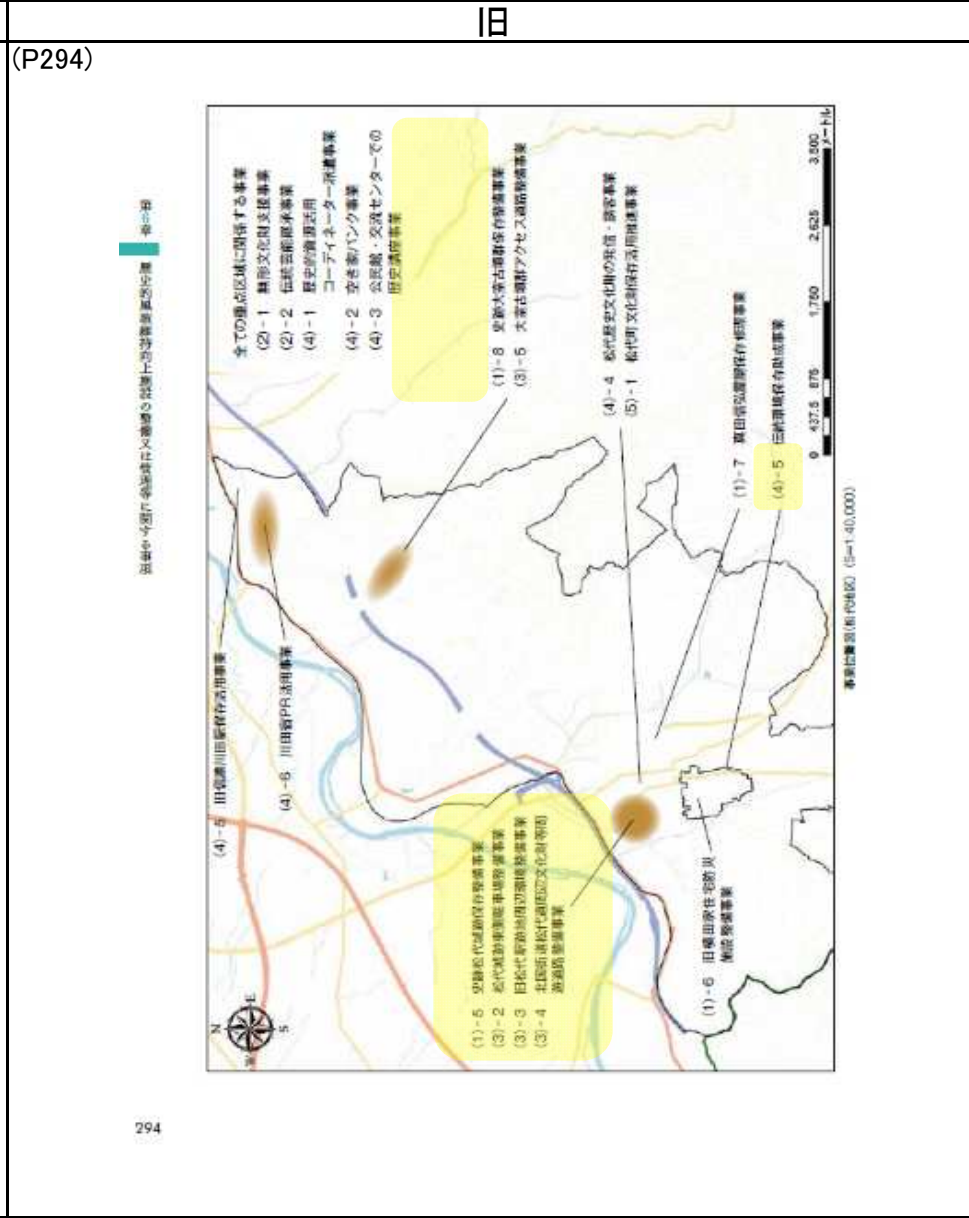
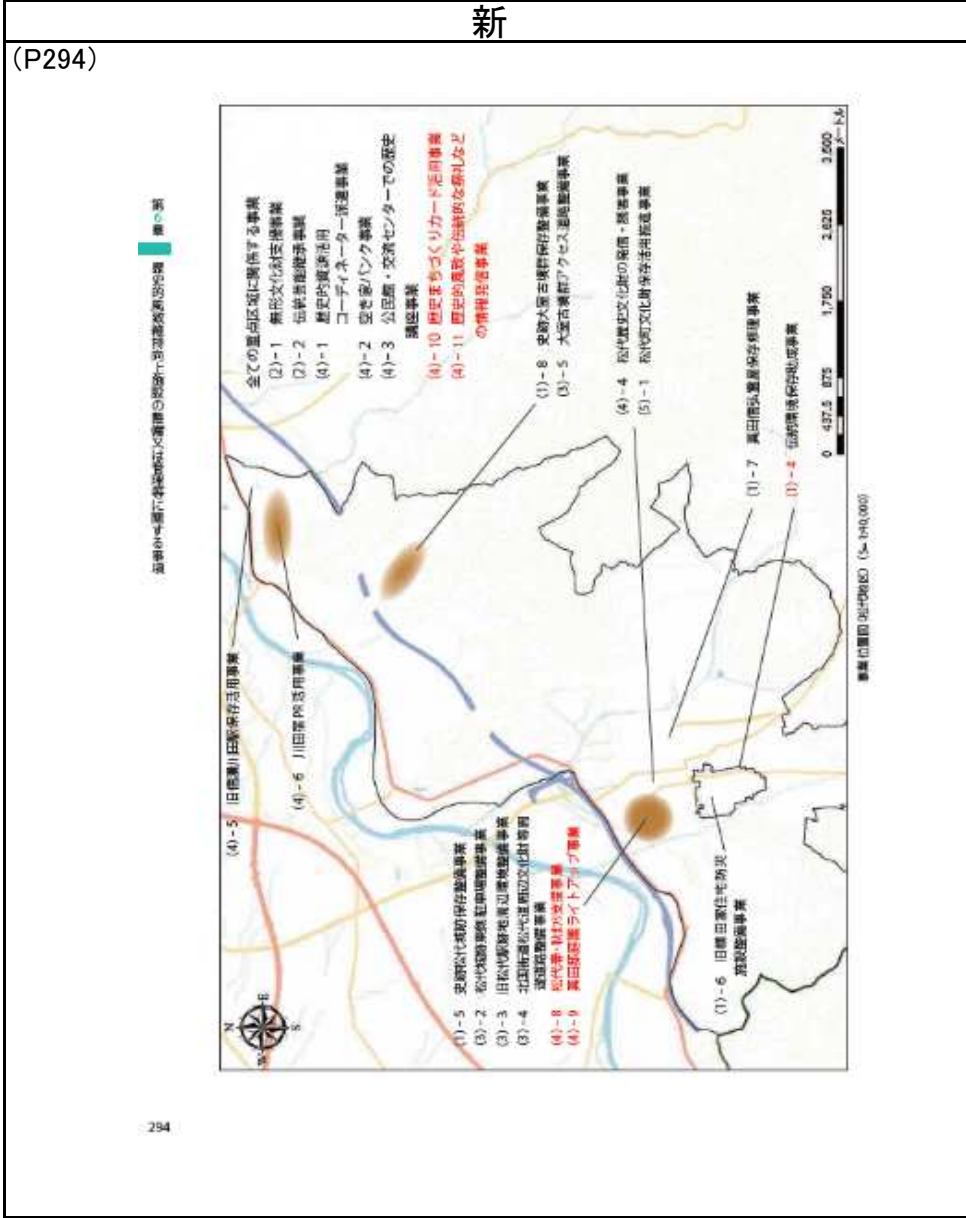
■新旧対照表

新	旧
<p>(P292)</p> <p>第5章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> <p>(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的資源活用コーディネーター派遣事業 2 空き家バンク事業 3 公民館・交流センターでの歴史講座事業 4 松代歴史文化の発信・誘客事業 5 旧信濃川田駅保存活用事業 6 川田宿PR活用事業 7 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業 8 松代春・秋まつり支援事業 9 真田邸庭園ライトアップ事業 10 歴史まちづくりカード活用事業 11 歴史的風致や伝統的な祭礼などの情報発信事業 <p>(5) 歴史文化の調査研究に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 松代町文化財保存活用推進事業 <hr/> <p>292</p>	<p>(P292)</p> <p>第5章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> <p>(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的資源活用コーディネーター派遣事業 2 空き家バンク事業 3 公民館・交流センターでの歴史講座事業 4 松代歴史文化の発信・誘客事業 5 旧信濃川田駅保存活用事業 6 川田宿PR活用事業 7 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業 <p>(5) 歴史文化の調査研究に関する事業</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 松代町文化財保存活用推進事業 <hr/> <p>292</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P293)</p>  <p>全ての重点区域に関係する事業 (2)-1 熊形文化財支援事業 (2)-2 伝統芸能継承事業 (4)-1 歴史的資源活用 コアエリア・ターミナル事業 (4)-2 空き家バンク事業 (4)-3 公民館・交流センターでの歴史講座事業 (4)-10 歴史まちづくりカード活用事業 (4)-11 歴史の価値を区別のな祭りなどの情報発信事業</p> <p>先島地区 (2)-4 戸部寺地蔵尊像修理事業 (2)-5 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸部竹藪工)</p> <p>戸部地区 (1)-2 戸部地区建造物修繕事業 (1)-3 戸部伝統的建造物保存地区防犯対策事業 (3)-1 戸部地区道路美観化・電柱電線隠蔽等事業 (4)-7 築地地区の伝統的祭り等修繕事業 (1)-9 「新工北村暮れ」制作の舞台等保存・公開活用事業</p> <p>勝光寺地区 (0)-1 勝光寺保存活用推進事業 (2)-3 株式会社勝光寺保存活用推進事業</p> <p>0 875 1,750 3,500 5,250 7,000メートル</p> <p>事業位置図(勝光寺地区、戸部地区、築地地区) (S=1:80,000)</p> <p>293</p>	<p>(P293)</p>  <p>全ての重点区域に関係する事業 (2)-1 熊形文化財支援事業 (2)-2 伝統芸能継承事業 (4)-1 歴史的資源活用 コアエリア・ターミナル事業 (4)-2 空き家バンク事業 (4)-3 公民館・交流センターでの歴史講座事業</p> <p>先島地区 (2)-4 戸部寺地蔵尊像修理事業 (2)-5 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸部竹藪工)</p> <p>戸部地区 (1)-2 戸部地区建造物修繕事業 (1)-3 戸部伝統的建造物保存地区防犯対策事業 (3)-1 戸部地区道路美観化・電柱電線隠蔽等事業</p> <p>勝光寺地区 (1)-1 株式会社勝光寺保存活用推進事業 (2)-1 株式会社勝光寺保存活用推進事業</p> <p>0 875 1,750 3,500 5,250 7,000メートル</p> <p>事業位置図(勝光寺地区、戸部地区、築地地区) (S=1:80,000)</p> <p>293</p>



















■新旧対照表




■新旧対照表

新	旧
<p>(P295)</p> <div data-bbox="331 323 981 363" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ✦ 事業</p> </div> <p>個別事業の内容は次ページのとおり。</p> <p>全31事業の重点区域別の事業数は、善光寺地区2事業、戸隠地区5事業、松代地区15事業、鬼無里地区2事業、全地区を対象とするもの7事業となっている。</p> <div data-bbox="1025 416 1061 799" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">295</p>	<p>(P295)</p> <div data-bbox="1245 323 1939 363" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>2 ✦ 事業</p> </div> <p>個別事業の内容は次ページのとおり。</p> <p>全27事業の重点区域別の事業数は、善光寺地区2事業、戸隠地区5事業、松代地区13事業、鬼無里地区2事業、全地区を対象とするもの5事業となっている。</p> <div data-bbox="1984 416 2020 820" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">295</p>

■新旧対照表

新	旧																																				
<p>(P310)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第1章 歴史的風致維持向上施策の実施計画(第1期計画)に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">重点区域名称</td> <td>戸隠地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>(3)-1</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設等整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期</td> <td>平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	重点区域名称	戸隠地区	事業番号	(3)-1	事業名	戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設等整備事業	事業主体	長野市	事業期	平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】	支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P310)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第1章 歴史的風致維持向上施策の整備又は費用等に關する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">重点区域名称</td> <td>戸隠地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>(3)-1</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	重点区域名称	戸隠地区	事業番号	(3)-1	事業名	戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設	事業主体	長野市	事業期間	平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】	支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業	事業箇所		事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
重点区域名称	戸隠地区																																				
事業番号	(3)-1																																				
事業名	戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設等整備事業																																				
事業主体	長野市																																				
事業期	平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】																																				
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																				
重点区域名称	戸隠地区																																				
事業番号	(3)-1																																				
事業名	戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設																																				
事業主体	長野市																																				
事業期間	平成30年度～令和13年度【第1期計画から継続】																																				
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度)市単独事業																																				
事業箇所																																					
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※戸隠北31号線(中社橋大門通り)の道路美装化(平たわみ性舗装)</p>																																				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建築物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																				
310	310																																				

■新旧対照表

新		旧																		
(P322 新規事業)																				
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>松代地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>(4)-8</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>松代春・秋まつり支援事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>松代春まつり実行委員会、松代藩真田十万石まつり実行委員会</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和7年度～令和13年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>松代地区全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>信州松代春まつりは、松代城跡の桜のライトアップのほか、文化施設での甲冑着付けや真田紐手織り体験など実施している。</p> <p>松代藩真田十万石まつりは、松代城跡を中心に200名を超える武者行列や長野市指定無形民俗文化財に指定された勢獅子が練り歩くなど、城下町が賑やかに彩られるイベントである。</p> <p>伝統的文化などが継承されながら、城下町松代で実施される春・秋まつり事業に必要な経費の一部を助成する。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>史跡松代城跡を中心に、春と秋にお祭りを開催することにより、伝統的文化などの継承につながるとともに、歴史的風致などへの認知度向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	松代地区	事業番号	(4)-8	事業名	松代春・秋まつり支援事業	事業主体	松代春まつり実行委員会、松代藩真田十万石まつり実行委員会	事業期間	令和7年度～令和13年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所	松代地区全域	事業概要	<p>信州松代春まつりは、松代城跡の桜のライトアップのほか、文化施設での甲冑着付けや真田紐手織り体験など実施している。</p> <p>松代藩真田十万石まつりは、松代城跡を中心に200名を超える武者行列や長野市指定無形民俗文化財に指定された勢獅子が練り歩くなど、城下町が賑やかに彩られるイベントである。</p> <p>伝統的文化などが継承されながら、城下町松代で実施される春・秋まつり事業に必要な経費の一部を助成する。</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡松代城跡を中心に、春と秋にお祭りを開催することにより、伝統的文化などの継承につながるとともに、歴史的風致などへの認知度向上に寄与する。</p>	
重点区域名称	松代地区																			
事業番号	(4)-8																			
事業名	松代春・秋まつり支援事業																			
事業主体	松代春まつり実行委員会、松代藩真田十万石まつり実行委員会																			
事業期間	令和7年度～令和13年度																			
支援事業名	市単独事業																			
事業箇所	松代地区全域																			
事業概要	<p>信州松代春まつりは、松代城跡の桜のライトアップのほか、文化施設での甲冑着付けや真田紐手織り体験など実施している。</p> <p>松代藩真田十万石まつりは、松代城跡を中心に200名を超える武者行列や長野市指定無形民俗文化財に指定された勢獅子が練り歩くなど、城下町が賑やかに彩られるイベントである。</p> <p>伝統的文化などが継承されながら、城下町松代で実施される春・秋まつり事業に必要な経費の一部を助成する。</p>																			
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡松代城跡を中心に、春と秋にお祭りを開催することにより、伝統的文化などの継承につながるとともに、歴史的風致などへの認知度向上に寄与する。</p>																			
																				

新

旧

(P323 新規事業)

重点区域名称	松代地区
事業番号	(4)-9
事業名	真田邸庭園ライトアップ事業
事業主体	長野市観光振興課、信州松代観光協会、(公財)ながの観光コンベンションビューロー
事業期間	令和7年度～令和13年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	松代地区全域
事業概要	<p>真田家ゆかりの文化財「新御殿跡(真田邸)」をライトアップし、演奏会等を開催する。普段とは異なる歴史的建造物の魅力を発信することで、松代町内への誘客及び宿泊を促進する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>新御殿跡(真田邸)を活用したイベント開催により、市民や観光客などを新たに松代地区へ呼び込み、歴史的建造物に対する理解や関心を高めてもらうことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>







地方創生
歴史的風致維持的向上施策の整備又は整備強化に関する事業

■新旧対照表









新		旧
(P324 新規事業)		
<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</p>	重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区
	事業番号	(4)-10
	事業名	歴史まちづくりカード活用事業
	事業主体	長野市
	事業期間	令和7年度～令和13年度
	支援事業名	市単独事業
	事業箇所	重点地域全域
	事業概要	<p>歴史まちづくりに取り組む都市の魅力をPRするため、国土交通省と本市が連携し、平成30年8月に「歴史まちづくりカード」を発行し、長野市まちづくり課、楽茶レンガ館、そして真田宝物館で希望者に配布している。</p> <p>このカードは、歴史まちづくり認定都市の象徴的な風景写真や歴史まちづくり情報を紹介したカード型パンフレットであり、本市では、これまでに約2万人に配布し、歴史まちづくりをPRしてきた。</p> <p>歴史的風致の認知度向上や回遊性の向上を目指し、善光寺地区のカードに加えて、他の地区の歴史まちづくりカードを追加発行する。</p>
	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺地区のカードに加え、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区のカードを発行し、各地域で配布することにより、歴史的風致の認知度アップのほか、重点区域の周遊向上による観光振興の促進を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
	 <p style="text-align: center;">歴史まちづくりカード</p>	

■新旧対照表

新	旧																																	
<p>(P325 新規事業)</p> <table border="1"> <tr> <td>重点区域名称</td> <td>善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区</td> </tr> <tr> <td>事業番号</td> <td>(4)-11</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>歴史的風致や伝統的な祭礼などの情報発信事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長野市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和7年度～令和13年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点地域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>市民や外国人旅行者を含む来訪者に対して、歴史的風致や伝統的な祭礼への認知度向上や周遊の促進を図るため、地元住民や(公財)ながの観光コンベンションビューロー、観光協会などと連携しながら、ホームページやSNSを活用し、歴史的風致を形成する祭礼やその他の取り組みに関する情報を積極的に発信する。</p> <div data-bbox="432 724 931 1190"> <p>伝統的な祭礼等のイベント開催情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>時間</th> <th>祭礼名等</th> <th>場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年11月25日(土曜)</td> <td>10時～11時</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日(日曜)</td> <td>10時～11時45分</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野市HPに祭礼等の情報を掲載</p> <p>ながの観光netに祭礼等の情報を掲載</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>インターネットやSNSを活用し歴史的風致に関する情報を発信することにより、幅広い世代や外国人旅行者を含めた来訪者などが、本市で行われる伝統的な祭礼や地域に残る伝統文化などの情報を得る機会の充実を図ることで、歴史的風致の認知度などの向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区	事業番号	(4)-11	事業名	歴史的風致や伝統的な祭礼などの情報発信事業	事業主体	長野市	事業期間	令和7年度～令和13年度	支援事業名	市単独事業	事業箇所	重点地域全域	事業概要	<p>市民や外国人旅行者を含む来訪者に対して、歴史的風致や伝統的な祭礼への認知度向上や周遊の促進を図るため、地元住民や(公財)ながの観光コンベンションビューロー、観光協会などと連携しながら、ホームページやSNSを活用し、歴史的風致を形成する祭礼やその他の取り組みに関する情報を積極的に発信する。</p> <div data-bbox="432 724 931 1190"> <p>伝統的な祭礼等のイベント開催情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>時間</th> <th>祭礼名等</th> <th>場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年11月25日(土曜)</td> <td>10時～11時</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日(日曜)</td> <td>10時～11時45分</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野市HPに祭礼等の情報を掲載</p> <p>ながの観光netに祭礼等の情報を掲載</p> </div>	開催日	時間	祭礼名等	場所	内容	令和7年11月25日(土曜)	10時～11時	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。	令和7年11月30日(日曜)	10時～11時45分	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>インターネットやSNSを活用し歴史的風致に関する情報を発信することにより、幅広い世代や外国人旅行者を含めた来訪者などが、本市で行われる伝統的な祭礼や地域に残る伝統文化などの情報を得る機会の充実を図ることで、歴史的風致の認知度などの向上に寄与する。</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6章 歴史的風致維持向上施策の整備又はは再整備等に関する事項</p>
重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区																																	
事業番号	(4)-11																																	
事業名	歴史的風致や伝統的な祭礼などの情報発信事業																																	
事業主体	長野市																																	
事業期間	令和7年度～令和13年度																																	
支援事業名	市単独事業																																	
事業箇所	重点地域全域																																	
事業概要	<p>市民や外国人旅行者を含む来訪者に対して、歴史的風致や伝統的な祭礼への認知度向上や周遊の促進を図るため、地元住民や(公財)ながの観光コンベンションビューロー、観光協会などと連携しながら、ホームページやSNSを活用し、歴史的風致を形成する祭礼やその他の取り組みに関する情報を積極的に発信する。</p> <div data-bbox="432 724 931 1190"> <p>伝統的な祭礼等のイベント開催情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>時間</th> <th>祭礼名等</th> <th>場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年11月25日(土曜)</td> <td>10時～11時</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月30日(日曜)</td> <td>10時～11時45分</td> <td>善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭</td> <td>善光寺 善光寺 善光寺</td> <td>善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>長野市HPに祭礼等の情報を掲載</p> <p>ながの観光netに祭礼等の情報を掲載</p> </div>	開催日	時間	祭礼名等	場所	内容	令和7年11月25日(土曜)	10時～11時	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。	令和7年11月30日(日曜)	10時～11時45分	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。																		
開催日	時間	祭礼名等	場所	内容																														
令和7年11月25日(土曜)	10時～11時	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。																														
令和7年11月30日(日曜)	10時～11時45分	善光寺秋祭 善光寺秋祭 善光寺秋祭	善光寺 善光寺 善光寺	善光寺の祭礼が盛りだくさんで、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。善光寺の祭礼は、善光寺の歴史や文化を学ぶことができます。																														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>インターネットやSNSを活用し歴史的風致に関する情報を発信することにより、幅広い世代や外国人旅行者を含めた来訪者などが、本市で行われる伝統的な祭礼や地域に残る伝統文化などの情報を得る機会の充実を図ることで、歴史的風致の認知度などの向上に寄与する。</p>																																	

新	旧																																								
<p>(P328)</p> <div data-bbox="309 427 331 694" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 138px; top: 268px;"> 新 第1期計画で指定された歴史的風致形成建造物の指定一覧 </div> <div data-bbox="398 336 1025 371" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 ▶ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補</p> </div> <p>第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。</p> <p>歴史的風致形成建造物の候補として、国宝善光寺本堂の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社に加え、屋台や神楽の巡行が行われる歴史的まちなみが想定される。</p> <p>これらの建築物以外にも、付属する門や土塙等の工作物やこれと一体となる寺社の社叢や参道、庭園などについても歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定していく。</p> <div data-bbox="398 655 1025 691" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4 ▶ 歴史的風致形成建造物指定一覧</p> </div> <p>第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="398 742 1008 1316"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>名称 外観</th> <th>所有者 建築年</th> <th>指定日 指定基準</th> <th>関連歴史的 風致</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 大英寺 本堂・表門</td> <td>大英寺 寛永元年 (1624)</td> <td>平成26年(2014) 3月27日 県宝</td> <td>城下町松代 及び松代道 143ページ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> 松籠寺 観音堂</td> <td>松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)</td> <td>平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財</td> <td>鬼無里の 伝統的祭礼 180ページ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td> 宿坊 神原主屋</td> <td>個人 明治中期</td> <td>平成26年(2014) 3月27日</td> <td>重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除</td> </tr> </tbody> </table>	指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致	1	 大英寺 本堂・表門	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 143ページ	2	 松籠寺 観音堂	松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 180ページ	3	 宿坊 神原主屋	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除	<p>(P325)</p> <div data-bbox="1227 427 1249 694" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 548px; top: 268px;"> 第1期計画で指定された歴史的風致形成建造物の指定の方針 </div> <div data-bbox="1317 336 1944 371" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 ▶ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補</p> </div> <p>第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。</p> <p>歴史的風致形成建造物の候補として、国宝善光寺本堂の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社に加え、屋台や神楽の巡行が行われる歴史的まちなみが想定される。</p> <p>これらの建築物以外にも、付属する門や土塙等の工作物やこれと一体となる寺社の社叢や参道、庭園などについても歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定していく。</p> <div data-bbox="1317 655 1944 691" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4 ▶ 歴史的風致形成建造物指定一覧</p> </div> <p>第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 742 1926 1316"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>名称 外観</th> <th>所有者 建築年</th> <th>指定日 指定基準</th> <th>関連歴史的 風致</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 大英寺 本堂・表門</td> <td>大英寺 寛永元年 (1624)</td> <td>平成26年(2014) 3月27日 県宝</td> <td>城下町松代 及び松代道 145ページ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> 松籠寺 観音堂</td> <td>松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)</td> <td>平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財</td> <td>鬼無里の 伝統的祭礼 182ページ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td> 宿坊 神原主屋</td> <td>個人 明治中期</td> <td>平成26年(2014) 3月27日</td> <td>重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除</td> </tr> </tbody> </table>	指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致	1	 大英寺 本堂・表門	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 145ページ	2	 松籠寺 観音堂	松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 182ページ	3	 宿坊 神原主屋	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除
指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致																																					
1	 大英寺 本堂・表門	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 143ページ																																					
2	 松籠寺 観音堂	松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 180ページ																																					
3	 宿坊 神原主屋	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除																																					
指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致																																					
1	 大英寺 本堂・表門	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 145ページ																																					
2	 松籠寺 観音堂	松籠寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 182ページ																																					
3	 宿坊 神原主屋	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除																																					

■新旧対照表

新					旧				
(P329)					(P326)				
指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致	指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
4	武井旅館 主屋 	個人 延享2年 (1745)	平成26年(2014)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	4	武井旅館 主屋 	個人 延享2年 (1745)	平成26年(2014)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除
5	横倉旅館 主屋・門 	個人 明治4年 (1871)から 明治6年 (1873)頃	平成26年(2014)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	5	横倉旅館 主屋・門 	個人 明治4年 (1871)から 明治6年 (1873)頃	平成26年(2014)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除
6	久山館 石垣 	個人 江戸初期	平成28年(2016)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	6	久山館 石垣 	個人 江戸初期	平成28年(2016)3月27日	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除
7	常徳院 門 	常徳院 明治初期	令和3年(2021) 8月26日 登録有形文化財	善光寺周辺 寺社の祭礼 82ページ	4	常徳院 門 	常徳院 明治初期	令和3年(2021) 8月26日 登録有形文化財	善光寺周辺 寺社の祭礼 84ページ
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針				
329					325				

■新旧対照表

新				旧			
(P333) 長野市文化財一覧				(P329) 長野市文化財一覧			
(国・県・市指定等文化財) (令和6年10月1日現在)				(国・県・市指定等文化財) (令和5年11月1日現在)			
指定	指定区分	件数	内 訳	指定	指定区分	件数	内 訳
国指定	国 宝	1	建造物 1	国指定	国 宝	1	建造物 1
	重要文化財	30	建造物 7、絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1		重要文化財	30	建造物 7、絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1
	史跡・名勝・天然記念物	7	史跡 6、天然記念物 1			史跡・名勝・天然記念物	7
国選定	重要伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区 1	国選定	重要伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区 1
国選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1	国選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1
(国認定)	重要美術品	6	絵画 2、彫刻 1、工芸品 2、書跡 1	(国認定)	重要美術品	6	絵画 2、彫刻 1、工芸品 2、書跡 1
国登録	登録有形文化財	142	建造物 142 (63箇所)	国登録	登録有形文化財	136	建造物 136 (50箇所)
	登録記念物	8	名勝地 8		登録記念物	8	名勝地 8
県指定	県 宝	31	建造物 11、絵画 2、彫刻 8、工芸品 7、書跡 2、考古資料 1	県指定	県 宝	31	建造物 11、絵画 2、彫刻 8、工芸品 7、書跡 2、考古資料 1
	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財 1		有形民俗文化財	1	有形民俗文化財 1
	無形民俗文化財	4	無形民俗文化財 4		無形民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	史跡・名勝・天然記念物	22	史跡 5、名勝 1、天然記念物 16		史跡・名勝・天然記念物	22	史跡 5、名勝 1、天然記念物 16
市指定	有形文化財	142	建造物 65、絵画 8、彫刻 27、工芸品 15、書跡 2、文書 10、考古資料 12、歴史資料 3	市指定	有形文化財	142	建造物 65、絵画 8、彫刻 27、工芸品 15、書跡 2、文書 10、考古資料 12、歴史資料 3
	無形文化財	7	無形文化財 7		無形文化財	7	無形文化財 7
	有形民俗文化財	14	有形民俗文化財 14		有形民俗文化財	14	有形民俗文化財 14
	無形民俗文化財	9	無形民俗文化財 9		無形民俗文化財	9	無形民俗文化財 9
市選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8	史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1	市選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8	史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1
市指定	選定保存技術	1	選定保存技術 1	市指定	選定保存技術	1	選定保存技術 1
合 計		554		合 計		548	

長野市文化財一覧

長野市文化財一覧

■新旧対照表

新

(P338)

長野市文化財一覽

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	登録 番号
建造物	平22.9.10	原山家住宅の幣舞臺、表門、扉	3棟	個人	松代町松代	462
建造物	平22.9.10	恵明寺本堂、鐘楼、山門	3棟	恵明寺	松代町西条	463
建造物	平24.2.23	東飯田造造匠松乃親、酒蔵、土蔵、薬物蔵	4棟	(株)東飯田造造 匠	藤ノ井小松家	465
建造物	平26.4.25	弘山寺雲山家住宅書院、表門、遊樂門	3棟	長野市	松代町松代	469
建造物	平26.4.25	田邊田邊家住宅土庫、土蔵	2棟	明治医科大学	松代町松代	470
建造物	平26.4.25	梅部院本堂、山門	2棟	梅部院	松代町松代	471
建造物	平26.4.25	長明寺本堂、経蔵、三門	3棟	長明寺	松代町松代	472
建造物	平26.12.19	魁亮家住宅土庫(旧鎌倉院客殿)、土蔵	2棟	個人	戸隠雪光社	476
建造物	平26.12.19	玉狭川高命神社本殿、拝殿、宗形社本殿、宗形社 拜殿及び本殿階段	4棟	玉狭川高命神 社	松代町東条	477
建造物	平27.11.17	蓮蓮寺本堂、伽藍太子堂、鐘楼、山門	4棟	蓮蓮寺	松代町松代	478
建造物	平27.11.17	有智原小幡家住宅土庫、土蔵	2棟	個人	松代町松代	479
建造物	平30.11.2	魏野出雲郡神社祭祀大神社拜殿、精神門	2棟	魏野出雲郡神 社	松代町東条	486
建造物	平30.11.2	真觀寺伽藍堂、山門	2棟	真觀寺	藤ノ井村西	487
建造物	令1.12.5	小坂家住宅土庫、茶室、義倉庫、藥櫃兵庫、味噌蔵、五徳門、表門、土庫	8棟	個人	村山	488
建造物	令1.12.5	光林寺経蔵、鐘楼、山門	3棟	光林寺	藤ノ井小松家	489
建造物	令2.8.17	善光寺鐘楼、仁王門	2棟	善光寺	沓掛町	492
建造物	令3.10.14	久米路橋	1基	長野県	信州新町水内～ 飯野町高根	493
建造物	令3.10.14	坪根橋梁	1基	長野県	戸隠郡原～箱山	494
建造物	令4.2.17	明徳寺本堂、山門	2棟	明徳寺	松代町豊栄	495
建造物	令6.3.6	桂皮神社本殿、土庫、経蔵及び和歌部	3棟	加賀神社	西条町	497
建造物	令6.8.13	白雲神社拜殿	1棟	白雲神社	鬼加原日新	498
建造物	令6.8.15	龜山神社本殿、拝殿・和歌部及び本殿土庫	2棟	龜山神社	松代町清原	499

イ 登録記念物

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	登録 番号
記念物	平20.7.28	弘山寺雲山氏墓園		長野市	松代町松代	429
記念物	平20.7.28	大木氏墓園		個人	松代町松代	430
記念物	平20.7.28	龜山神社園地		龜山神社	松代町松代	431
記念物	平20.7.28	野中氏墓園		個人	松代町松代	432
記念物	平26.10.6	今井氏墓園		個人	松代町松代	473

338

旧

(P324)

長野市文化財一覽

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	登録 番号
建造物	平20.7.28	信州大学教育学部書庫(旧足野郡庁書藏庫)	1棟	信州大学	足野町上足野	426
建造物	平22.9.10	五引家住宅欄干取敷、文庫蔵	2棟	個人	松代町松代	461
建造物	平22.9.10	原山家住宅拜殿廊下、表門、表	3棟	個人	松代町松代	482
建造物	平22.9.10	恵明寺本堂、鐘楼、山門	3棟	恵明寺	松代町西条	460
建造物	平24.2.23	東飯田造造匠松乃親、経蔵、土蔵、積物蔵	4棟	(株)東飯田 造造匠	藤ノ井小松家	466
建造物	平26.4.25	弘山寺雲山家住宅書院、表門、鐘樓門	3棟	長野市	松代町松代	468
建造物	平26.4.25	戸隠田原家住宅土庫、土蔵	2棟	明治医科大学	松代町松代	470
建造物	平26.4.25	梅部院本堂、山門	2棟	梅部院	松代町松代	471
建造物	平26.4.25	長明寺本堂、経蔵、三門	3棟	長明寺	松代町松代	472
建造物	平26.12.19	魁亮家住宅土庫(旧鎌倉院客殿)、土蔵	2棟	個人	戸隠雪光社	476
建造物	平26.12.19	玉狭川高命神社本殿、拜殿、宗形社本殿、宗形社 拜殿及び本殿階段	4棟	玉狭川高命神 社	松代町東条	477
建造物	平27.11.17	蓮蓮寺本堂、伽藍太子堂、鐘楼、山門	4棟	蓮蓮寺	松代町松代	478
建造物	平27.11.17	有智原小幡家住宅土庫、土蔵	2棟	個人	松代町松代	479
建造物	平30.11.2	魏野出雲郡神社祭祀大神社拜殿、精神門	2棟	魏野出雲郡神 社	松代町東条	486
建造物	平30.11.2	真觀寺伽藍堂、山門	2棟	真觀寺	藤ノ井村西	487
建造物	令1.12.5	小坂家住宅土庫、茶室、義倉庫、藥櫃兵庫、味噌蔵、五徳門、表門、土庫	8棟	個人	村山	488
建造物	令1.12.5	光林寺経蔵、鐘楼、山門	3棟	光林寺	藤ノ井小松家	489
建造物	令2.8.17	善光寺鐘楼、仁王門	2棟	善光寺	沓掛町	492
建造物	令3.10.14	久米路橋	1基	長野県	信州新町水内～ 飯野町高根	493
建造物	令3.10.14	坪根橋梁	1基	長野県	戸隠郡原～箱山	494
建造物	令4.2.17	明徳寺本堂、山門	2棟	明徳寺	松代町豊栄	495
建造物	令6.3.6	桂皮神社本殿、土庫、経蔵及び和歌部	3棟	加賀神社	西条町	497
建造物	令6.8.13	白雲神社拜殿	1棟	白雲神社	鬼加原日新	498
建造物	令6.8.15	龜山神社本殿、拝殿・和歌部及び本殿土庫	2棟	龜山神社	松代町清原	499

イ 登録記念物

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	登録 番号
記念物	平20.7.28	弘山寺雲山氏墓園		長野市	松代町松代	429
記念物	平20.7.28	大木氏墓園		個人	松代町松代	430
記念物	平20.7.28	龜山神社園地		龜山神社	松代町松代	431
記念物	平20.7.28	野中氏墓園		個人	松代町松代	432
記念物	平26.10.6	今井氏墓園		個人	松代町松代	473

334

